

令和 2 年 7 月 22 日

# 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会



## 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
日程の追加	7
副議長辞職の件	7
副議長の選挙	8
諸報告	9
管理者提出議案の報告	10
管理者の挨拶	11
一般質問	12
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
日程の追加	69
議会改革調査研究特別委員会委員の選任	70
閉会	71



秩広組告示第61号

令和2年第2回（7月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年7月15日

秩父広域市町村圏組合  
管理者 久喜邦康

1. 期 日 令和2年7月22日（水）午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室



令和2年7月22日

秩父広域市町村圏組合議会定例会



## 秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

令和2年7月22日午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 管理者提出議案の報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第14号 令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定について
- 第 8 議案第15号 令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）
- 第 9 議案第16号 財産の取得について
- 第10 議案第17号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 第11 議案第18号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について
- 第12 議員提出議案第1号 議会改革調査研究特別委員会設置に関する決議

(開会 午前 9時54分)

出席議員 (16名)

1番	上林富夫	議員	2番	山中進	議員
3番	黒澤秀之	議員	4番	赤岩秀文	議員
5番	木村隆彦	議員	6番	本橋貢	議員
7番	小櫃市郎	議員	8番	浅海忠	議員
9番	黒澤克久	議員	10番	関根修	議員
11番	林豊	議員	12番	四方田実	議員
13番	新井利朗	議員	14番	染野光谷	議員
15番	高橋耕也	議員	16番	出浦正夫	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久喜邦康	管理者
富田能成	副管理者
石木戸道也	理事
大澤夕キ江	理事
森真太郎	理事
引間正人	監査委員
富田豊彦	事務局長
北堀芳明	会計管理者
町田進	消防長
柴岡康夫	水道局長
柳井戸直樹	事務局兼事務局長 管理課長
野澤好博	専門員兼業務課長 兼秩父センター 兼クリーンセンター 所長
小茂田浩	消防本部 兼消防長 兼防災監 兼管理署長

黒	沢	敬	三	専門員兼 総務課長
千	島	史	久	専門員兼 警防課長
中	村		智	水道局長 水次吉事務所長 兼田長
古	屋敷	光	芳	水道局長 水次経営企 経課長 兼画長
新	井	伴	明	水道局長 水技浄水課長 兼長
新	井		守	予防課長
田	巻	政	利	工務課長
千	島		武	大滝・川 荒事務所長 務所長
町	田	一	生	横瀬 事務所長 務所長
井	上	昌	行	皆野・瀬 長事務所長 務所長
高	橋		豊	小鹿野 事務所長 務所長

職務のため出席した事務職員

千	嶋		浩	書記長
横	田	真	一	書記

午前 9時54分 開会

○開会・開議

議長（四方田 実議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回秩父広域市町村圏組合議会7月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（四方田 実議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議席の指定

議長（四方田 実議員） まず、議席の指定を行います。

今回組合議会議員の辞職に伴い、新たに組合議会議員になりました赤岩秀文議員、木村隆彦議員、本橋貢議員、関根修議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により議長において指名いたします。

議席番号と氏名を書記に朗読いたさせます。

（横田真一書記登壇）

横田真一書記 朗読いたします。

4番	赤岩秀文	議員	5番	木村隆彦	議員
6番	本橋貢	議員	10番	関根修	議員

以上です。

議長（四方田 実議員） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

○会議録署名議員の指名

議長（四方田 実議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

15番	高橋耕也	議員
16番	出浦正夫	議員
1番	上林富夫	議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（四方田 実議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(四方田 実議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前 9時57分

議長(四方田 実議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○日程の追加

議長(四方田 実議員) ただいまの休憩中に副議長の黒澤秀之議員から副議長辞職願が提出されております。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(四方田 実議員) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

○副議長辞職の件

議長(四方田 実議員) 地方自治法第117条の規定により、黒澤秀之議員の退席を求めます。

(3番 黒澤秀之議員退席)

議長(四方田 実議員) まず、書記に辞職願を朗読いたさせます。

(横田真一書記登壇)

横田真一書記 ……(朗読)……

辞職願

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和2年7月22日

秩父広域市町村圏組合議会

副議長 黒澤 秀之

秩父広域市町村圏組合議会

議長 四方田 実 様

議長（四方田 実議員） お諮りいたします。

黒澤秀之議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） ご異議なしと認めます。

よって、黒澤秀之議員の副議長辞職を許可することに決しました。

黒澤秀之議員の入場を求めます。

（3番 黒澤秀之議員入場）

議長（四方田 実議員） 黒澤秀之議員の副議長辞職について許可されました。

黒澤秀之議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（3番 黒澤秀之議員登壇）

3番（黒澤秀之議員） おはようございます。

ただいま私の副議長辞任の届出を受理をしていただきまして、ありがとうございます。短い期間でありましたけれども、広域市町村圏組合議会の副議長を務めさせていただいたということで、皆さんに大分ご協力いただいたのではないかなというふうに思っております。

今後は一議員として広域市町村圏組合、議会ともに発展するよう尽力してまいりますので、今後ともよろしくをお願いいたします。（拍手）

議長（四方田 実議員） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

#### ○副議長の選挙

議長（四方田 実議員） これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長(四方田 実議員)** ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名をすることに決しました。

それでは、4番、赤岩秀文議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名をいたしました赤岩秀文議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長(四方田 実議員)** ご異議なしと認めます。

赤岩秀文議員が副議長に当選されました。

赤岩秀文議員が議場におりますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

4番、赤岩秀文議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

(4番 赤岩秀文議員登壇)

**4番(赤岩秀文議員)** 皆様おはようございます。ただいま四方田議長からご推薦をいただきまして、皆様のご同意を賜りまして、広域市町村圏組合議会副議長の職に就かせていただくことになりました秩父市議会の赤岩でございます。

大変に微力ではございますけれども、四方田議長をお支えするとともに、広域市町村圏組合議会議員として良識を持って職を全うしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。(拍手)

#### ○諸報告

**議長(四方田 実議員)** 次に、諸報告を行います。

まず、議会閉会中に組合議会議員の辞職を許可いたしましたので、ご報告いたします。

6月3日付で秩父市選出の高野宏議員、大久保進議員、松澤一雄議員、6月11日付で横瀬町の浅見裕彦議員から組合議会議員を辞職したい旨の申出がありましたので、地方自治法第126条ただし書の規定により議長において許可をいたしましたので、ご報告いたします。

次に、常任委員会委員の指名についてご報告いたします。

秩父市及び横瀬町から新たに選出された4名の議員については、委員会条例第5条第2項の規定により、議会閉会中に議長において、木村隆彦議員と本橋貢議員を総務常任委員会委員に、赤岩秀文議員と関根修議員を厚生衛生常任委員会委員に指名により選任したので、ご報告いたします。

なお、現在総務常任委員会委員長並びに厚生衛生常任委員会委員長が欠員となっております。次の休憩中に第1会議室において総務常任委員会、応接室において厚生衛生常任委員会を開催し、常

任委員長を互選いただき、その結果を議長まで報告願います。

次に、管理者から予算繰越額、継続費通次繰越額、継続費の精算及び令和元年度秩父広域市町村圏組合資金不足比率についてそれぞれ報告がありました。お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

引間監査委員。

(引間正人監査委員登壇)

**引間正人監査委員** おはようございます。監査委員の引間でございます。地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施いたしました例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、本年1月から5月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金、また水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、一般会計、歳入歳出外現金並びに水道事業会計のいずれも現金出納簿の各月末残高は検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、歳計現金等については、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切でありました。

なお、本年5月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は9億1,721万8,265円、また水道事業会計の残高は44億6,188万5,196円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

**議長（四方田 実議員）** 以上で諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時14分

**議長（四方田 実議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会において委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務常任委員会委員長 木村 隆彦議員

厚生衛生常任委員会委員長 関根 修議員

以上のとおりであります。

○管理者提出議案の報告

議長（四方田 実議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。  
議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（四方田 実議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。  
管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 広域市町村圏組合議員の皆様、こんにちは。四方田議長さんからお許しをいただきましたので、一言管理者としてのご挨拶をさせていただきます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合議会7月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございました。

このたび秩父市議会並びに横瀬町議会より新たに組合議会議員になられました皆様には、組合行政の推進に当たりご指導賜りますよう心からお願いをいたします。

また、ただいま秩父市議会選出の赤岩秀文議員が副議長にご就任されるとともに、総務常任委員会並びに厚生衛生常任委員会の委員長についてもそれぞれ選任されました。今後とも組合議会の円滑な運営のためにご尽力賜りますようお願いを申し上げます。

さて、このたびの令和2年7月豪雨は、九州地方をはじめ、各地に甚大な被害をもたらしております。今回の豪雨で被害に遭われた皆様に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、一日でも早い復興を心からお祈り申し上げます。

当秩父地域においても、昨年10月の台風19号により大きな被害が発生し、組合施設でも別所浄水場の西側斜面において土砂崩落が発生する等の被害がございました。延期になっておりました国の災害査定が8月に行われることとなりましたので、一日でも早く復旧に向けて動いてまいりたいと存じます。

国土技術研究センターによりますと、日本は外国に比べて自然災害が多い国とのことでございます。また、いつ秩父地域で災害が発生するか分かりませんが、これまでの経緯を生かしながら、引き続き地域の安心安全のため取り組んでまいりますので、議員の皆様にもご指導とご協力をこれからもよろしく願いいたします。

さて、本日執行部でご提案いたします議案の概要説明、これから入らせていただきます。本日の定例会において御審議いただきます議案は、全部で5件でございます。お手元の議案書を御覧いただきたいと存じますが、議案第14号 令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法の規定に基づきまして、議会の認定と議決を得たいため、本日提出するものでございます。

次に、議案第15号 令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）につつま

しては、建設改良費、災害復旧事業費等の計上に伴う補正を行いたいものでございます。

議案第16号 財産の取得につきましては、秩父消防署南分署に配備いたします小型動力ポンプ付水槽車を財産として取得したいため提案するものでございます。

議案第17号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更につきましては、埼玉縣市町村総合事務組合の加入団体の名称変更に伴いまして、同組合の規約を変更することについてご協議していただきたいため提案するものでございます。

次に、議案第18号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきましては、委員の任期が満了になることから、引き続き委員を議会の同意を得て選任したいため提案するものでございます。

以上、提出議案の概要を説明させていただきましたが、詳細につきましては各担当から説明をいたしますので、十分にご審議の上、ご可決をそれぞれ賜りますようお願いする次第でございます。

これから夏本番を迎えます。今年は、新型コロナウイルス感染症の影響から、各地の行事、イベント等が中止になっております。また、本日はG o T oトラベルキャンペーンということのスタートということでも大変感染拡大が心配されておりますが、そういう中でも新しい生活様式の中で、初めての夏ということになります。議員各位におかれましても、十分に健康にはご留意をいただき、ご健勝でご活躍されますようお願い申し上げます、私からの7月議会に当たりましての管理者の挨拶とさせていただきます。

では、議会、よろしくお願い申し上げます。

#### ○一般質問

**議長（四方田 実議員）** これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に、一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますことに特にご留意くださいますようお願いいたします。また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いいたします。

それでは、発言を許します。

8番、浅海忠議員。

（8番 浅海 忠議員登壇）

**8番（浅海 忠議員）** 皆さん、おはようございます。8番、秩父市議会の浅海忠であります。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

世界中を巻き込んだ新型コロナウイルスは、我が国においても大きな影響を及ぼしています。4月に発出された緊急事態宣言も今は解除されていますが、東京を中心とした首都圏では連日多くの新たな感染者が発生し、東京都では200名を超える日が続出しています。秩父地域では2名の感染者のみと、地域が一体となってその対応に当たった結果が成果として表れていますが、高齢者が多

く、関係する介護施設等も多いため、いつ感染が拡大するか分かりません。決して油断することなく、感染拡大防止のために、新しい生活様式の徹底、3密をつくり出さないよう心がけなければなりません。

医療従事者や介護施設等の関係者への感謝はもちろんですが、救急業務を担当する秩父消防本部の皆さん方には、限られた人員での対応は、日頃の訓練のたまものであると、重ねて感謝するものであります。どうか町田消防長をはじめ、職員一丸となって地域住民の安心安全を守っていただくことをお願いいたしまして、質問に入ります。

1、広域組合50年について。秩父広域市町村圏組合は、昭和45年4月に秩父地域9市町村で設立された一部事務組合であります。当初結核検診業務、法定伝染病に係る隔離病舎業務、ごみの収集、処理業務が開始されました。翌46年には消防業務、火葬場の業務を開始しました。その後、循環器検診業務、救急医療業務を開始し、平成2年には当時の自治省からふるさと市町村圏の選定を受け、組合規約の一部改正に伴い、広域行政機構たる一部事務組合に変更されました。秩父ふるさと市町村圏計画も策定されました。

平成4年には資源ごみの回収開始、その後、カン、ビン類の資源ごみの分別収集も開始され、平成8年からは有料指定ごみ袋による収集の本格実施が始まりました。平成10年には介護認定審査業務、法改正により伝染病予防業務を県に移管、平成12年12月、組合発足30周年記念式典を開催、平成13年3月消防新庁舎完成、平成の大合併で9市町村から5市町に変わり、この運営を引き継いでいます。

消防分署の統合では平成23年、東分署、24年、北分署、25年、南分署、27年、西分署がそれぞれ運用を開始し、現在の1消防署4分署の体制が確立しました。平成28年4月には水道事業が加わり、現在に至っています。今後は、し尿処理の業務についても統合が検討されています。

ざっくりと申し上げましたが、地域の先人が秩父地域を思い、広域化を推進してきたことに改めて感謝と敬意を表するものであります。

そこで、秩父広域市町村圏組合設立50年を迎えたことに関して、1、管理者の心境と今後の取組姿勢について伺います。

2、本年節目として、式典の開催や記念誌の発行等、何か検討されているのか伺うものであります。

次に、大きな2番、働き方改革について。我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化などの状況に直面しています。こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲、能力を存分に発揮できる環境をつくるのが重要な課題になっています。働き方改革はこの課題解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人一人がよりよい将来の展望を持てるようにすることを目指していますと厚生労働省は言っています。

そこで、1、消防職員当直勤務者の配置について伺います。消防署の勤務体制では、消防本部指令課、1部2部編成で5名の職員が3名の当直、秩父消防署の消防第1課、第2課の2編成には指揮隊、消防担当第1小隊、消防担当第2小隊、救助担当特別救助隊、救急担当救急隊が24名の職員で14名の当直体制を執っています。東分署では1部、2部、5名ずつの編成で、3名当直であります。北、西、南分署では1部、2部11名ずつの職員で、7名当直体制で小隊と救急隊を編成しています。

皆様には参考資料として別紙に記載いたしましたが、1年365日のうち職員の休日は148日あり、勤務できる日数は217日になります。例えば北、西、南の分署では当直者7名の延べ勤務者数は2,555人になります。これを1人の勤務できる日数217日で割ると11.77人となり、11名の編成では0.77人の不足となります。延べ人数2,555人を11名の編成で割ると、1人当たり年間勤務日数は232.27日になり、217日の勤務できる日数より15.27日超過してしまいます。これらを解消していくには、編成の人員を各分署で増員するか、当直勤務を7名体制から6名体制にするかと考えられます。勤務体制の現状と改善について、管理者と担当者に見解を伺うものであります。

壇上からは以上です。よろしく願いいたします。

**議長（四方田 実議員）** 8番、浅海忠議員の質問に対する答弁を求めます。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** では、広域50年ということで、この後事務局長のほうでその内容等々は少し違った角度からお話をしますけれども、私のほうでまず与えられた50年の思いということ述べていただきたいと思います。

まず、広域が発足したのが昭和45年で、ちょうど50年を迎えたところであり、常備消防、ごみ処理、火葬場、保健福祉業務、水道事業等々、今現在10事業を担っているところでございます。それぞれの業務等々は秩父地域全体で人口減少、少子高齢化が進んでいく中で、社会情勢も大きく変化しているというのも事実でございます。その前に、平成の大合併が秩父の中ではあって、そのときは9市町村があったのですが、今5市町になっているわけですが、そういうふうな大きな変化の中で、合併があり、広域行政が行われております。

私的なことをちょっと申し上げさせていただき、申しわけないのですが、昭和45年というと、私の祖父が市長でお世話になったときが広域の合併の年なのです。私そのとき中学出たぐらいだったと思うのですが、広域の説明の本があったのです、祖父の部屋に。私は祖父の部屋にあまり行くことないので、たまたまその部屋に行ったら広域の本があったわけです。秩父ってすごいなという、中学のときにその印象を持っているのです。広域行政という、市町村だけで行う行政ではなくて、全体でやっていくというシステムを見たときに、すごく進んでいるなど。要するに政治のことも何も分からないで、ただ単に中学生が一人そういうふうに思っていたという印象で捉えて

いただきたいのですが、そういうことが印象として残っています。その50年後のものを私が血を引き継ぐ者が今ここに立っているわけで、何かご縁を感じるころなののですが、そういう意味でもこの秩父広域市町村圏組合の広域行政、今少しずつ進歩していています。

水道の広域化ということになったその最たるものですが、そういうところまで今進んできておりますので、さらにこの少子高齢化の人口減少、秩父地域ですから、それを大きく発展させていくという、この必要性は感じるものでございます。ご案内のとおり秩父地域では平成21年にちちぶ定住自立圏構想というのがございまして、それを1市4町全体で締結したところでもございます。当初いろいろご意見がありましたけれども、その定住自立圏構想が今秩父の医療を支えているというのが事実であって、さらにその影響が今新型コロナへの対応、ちちぶ医療協議会からさらに資金を支出しているという、そういうところとか、あとは産科への対応と、また救急医療への対応等々、様々な医療行政に大変効果的に役立っていると。この水道事業のほうも広域化する前は、定住自立圏でその組織をつくっていたというのも事実です。ですから、いろいろな形で定住自立圏ということが、小回りの利く、議会の承認をいただいて進めるわけですが、大変小回りの利く効果的な方法を持っていると。

つまりこれは秩父地域が全国に誇れるものとして、2つの広域行政を持っているという事実でございます。1つは、ご案内のとおり定住自立圏、これソフト事業を展開している内容で、もう一つはハード部分を中心とした秩父広域市町村圏組合、この2枚看板で、2本柱ともいいますか、私に2枚看板って言葉好きなのですが、2枚看板で秩父地域を今運営しているということは非常にすばらしいことであり、そしてそれとともに、これを協力していただいている、私がたまたまその上ですが、周りの町の首長さんもお理解いただいて、それを押し上げているという事実、要するに地域が非常にまとまった広域行政をやっているという事実、こういう環境をつくり出しているというのは私は大変意味のあるものだというふうに思っております。

そういうところで、私も11年にわたりこの管理者をお世話になっているわけですが、この中で新火葬場建設、これも大きな事業でした。地元の方からも本当に最初は相手にされず、反対を受けまして、そういう中で、頭を下げて頼んでいった経緯、これも浅海議員もご案内のとおりで、ご存じのとおりだと思います。

あと、クリーンセンターの発電設備、これも今新電力会社ということで、クリーンな再生可能エネルギーの中で電気を発電しているという、そしてもう一つは消防分署統廃合、そして消防救急デジタル無線、それら等々が非常に効果的に仕事としてでき上がってきているというのが広域行政でございます。そして、水道のほうですけれども、28年には4事業体が統合して、水道料金の統一というふうに今向かってまいります。

これからこの秩父地域が大きく変化する中、そしてまた今新型コロナウイルス感染症拡大という大きな課題をしょって、今地域全体で頑張っているところでもございます。

さらに、今後住民生活に直結した広域行政、これを展開すると。そして、50年という歴史の中で、先人が築き上げたこのすばらしい広域行政をさらに発展させていくということが私たちに求められたものであって、議員それぞれの方々にもご理解をいただいて、広域行政と一緒に、行政側と、そして議員側と一緒に力を合わせてこの困難な課題と一緒に取り組んでまいりたいというふうに思っております。どうか議員の皆様にもこれからも広域行政、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私からのご質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（四方田 実議員）** 事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

**富田豊彦事務局長** それでは、私のほうからは1の（2）、50年の記念行事的なものの考え方、こちらのほうについてお答えをさせていただきます。

理事会においても50周年の記念に、この秩父地域、地方創生を象徴する組合として、何かあったほうがよいというお話をいただきまして、検討しました結果、組合発足30周年のときに、先ほど浅海議員の中でもその経歴をお話しいただきましたけれども、30周年のときに発行した記念誌、30年の歩みというのがございまして、こちらをベースに組合事業の変遷等をまとめた記念誌を発行していくということで理事会でも承認をいただいているところでございます。

行事的なものについては以上の考え方とさせていただきます。

**議長（四方田 実議員）** 消防長。

（町田 進消防長登壇）

**町田 進消防長** 浅海議員の働き方改革のご質問についてお答えいたします。

消防本部、署の職員の現状につきましては、令和2年4月1日現在、消防本部、署の職員数170名体制でございます。そのうち議員のご指摘である消防職員当直勤務者については、労働基準法でいう変形労働時間制勤務職員、秩父消防本部では2交代制の勤務体制で、8時30分から翌日8時40分まで勤務する職員で、一般的には隔日勤務者とされる勤務体系の職員と解されます。以下、隔日勤務者として説明させていただきます。

隔日勤務者の配置状況につきましては、消防本部指令課及び消防署における消防課、東、北、西、南分署において勤務する134名でございます。この勤務者全職員の比率は、78.8%の約8割が隔日勤務者として勤務しております。ご承知のとおり、先ほどご質問のとおり、この隔日勤務者の業務は消防隊、救急隊、救助隊、さらには指令業務に関わる現場業務を主とし、平常時には予防業務等の業務を行っております。一方、消防本部及び署には毎日勤務者として8時30分から17時15分までの週5日間勤務する職員が21.2%、約2割勤務しております。この毎日勤務者の業務は、事務処理業務を主に携わっており、一部の職員は検査業務等の現場業務も行っております。隔日勤務者の勤務体制における週休等の休暇の取得についてご説明いたしますと、一定期間ごとに隔日勤務者の勤務日を指定する勤務割りを作成し、毎日勤務者の土曜日、日曜日に当たる週休を割り振り、勤務管

理し、夏季休暇等の取得は、取得希望により事前に勤務割りを調整する場合や突発的な休暇希望につきましては、毎日勤務者の代理勤務等により人員確保を図りながら取得を認めているところでございます。

秩父消防本部、署の人員配置は、平成23年度の東分署の開設から始まり、西分署の平成27年度完成、運用において完了した分署統廃合事業に伴い、統廃合による新しい分署の配置と、そこに配備する車両等を考慮し、より効果的な人員配置を策定したものでございます。

消防本部としては、議員のご指摘のとおり、働き方改革等における社会の背景の変化や現況の業務実態に応じた対応を取りながら、勤務環境の維持に努めたいと考えております。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 8番、浅海議員。

**8番（浅海 忠議員）** 浅海です。それぞれ答弁ありがとうございました。

まず最初に、50周年のことですけれども、管理者である市長からありました。当初は、全員の町長さんにも所見をいただきたいと思ったのですが、時間にも限りがありますし、代表してということだったので、管理者にいただきました。ありがとうございました。本当に50年ということで、半世紀この広域でやってきたということですから、やっぱり単独の市町でできないことをこの広域行政で担っているということは本当に価値があると思います。そうした中で、先ほど消防等の人事とも関係が出てくるのですけれども、やはりどうしても広域行政には予算が伴います。予算を当然負担していくのは構成する市町であります。ですから、それぞれの市町が大変な部分もありますけれども、この広域の中でしっかり必要なものは各市町でも協力していただいて予算を捻出していく、そういったことが必要ではないかなというふうに思います。

1番の式典の、これは50周年について事務局長からありましたけれども、私もちょっと2月の議会のときに、全体見たときに、うっかりして見落とししてしまったのですが、いわゆる50周年に関わる予算等というのは、当初予算には載っていなかったような気がするのです。今回記念誌等を考えるということだったのですけれども、この予算についてはどのような考え方をしているのか伺います。

それと、消防長からありましたその勤務日数の関係ですけれども、先ほど私が申し上げたのは西、南、北、この3分署、11人配置で、机上の計算になりますけれども、いわゆる11.77というふうに人が足りない状態。そうすると、事前にヒアリングしたときに、いわゆる休日勤務手当ですか、そういった中で吸収していく部分もあるのだという話があったのですけれども、やはり今の働き方改革とかという中でいったときには、やっぱり数字的にきちんとクリアをしていないと、これはいわゆる経営者側から見たときの管理者、理事者の立場からすれば、おかしいのではないかなというふうに私は思えるので、その辺についての考え方を代表して管理者に、人数の関係ですね。11人配置で計算したときには、11.77必要なのだと。そうすると、どうしても絶対数が足らなくなるという

のは、やっぱりこれは配置としてはまずいのかなというふうに思います。

そういったものを是正する考えがあるのか、また最初に登壇したときに、7名体制のところでもし6名という話を出しましたけれども、現況の各分署で6名体制でもそれが可能なのかなのか。実際にいわゆる当直の勤務、隔日勤務って先ほど言われましたね。それぞれ救急車に乗務する職員の数、また消防車に乗る職員の数、当然最低の人員が定められていますから、それを下回るような配置はできません。ですから、そういったところできちんと人員を確保しなければなりませんから、そういったところの確保がきちんとできるのかどうか、またそういったものを考えているのか伺います。

**議長（四方田 実議員）** 事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

**富田豊彦事務局長** 8番、浅海議員の再質問にお答えをさせていただきます。

50周年の記念行事の予算の関係でございますけれども、今お話ありましたように本来であれば50周年記念事業として、本年度当初予算に計上しておくべきものでございましたけれども、予定させていただいていますこの記念誌の予算につきましては、この後原稿の取りまとめを行いまして、そうすると概算のページ数等が出ますので、その後補正予算において対応させていただきたいと思えます。また、議員の皆様、そちらのほうについてはお諮りをさせていただくような形になろうかと思えますけれども、よろしくご理解のほどいただければと思えます。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 消防長。

（町田 進消防長登壇）

**町田 進消防長** 浅海議員の再質問、人員についてでございますが、この人員につきましては災害出場及び議員のご指摘のある働き方改革等の休暇、もしくは研修、様々な要件があります。この要件を満たすためでございますと、議員の指摘したような人員の表とはまた違った要件がこれに加わるわけでございます。そういうものを含めまして、様々な部分について今後検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** 確かにその辺の問題というものが、数字的な問題が、ご指摘のとおりだと私も感じています。ただ、今消防長のとおりで、調整できる範囲としては調整して、できるだけまくその数でコントロールしていきたいなというふうに思えますし、最悪の事態、これで駄目ならば人を増やすしかないかなというふうにも思っております。

今働き方改革とちょっと話がそれるようなところもあるのですが、リモートワークしたり、いろ

いろなところで働き方改革が、今まで時間で縛っていた、時間で制限していた厚生労働省の考え方が今まであったわけですが、でもそれがこのコロナで、リモートワーク等々、会社に出ないで自宅で仕事ができるという、そういうところに働き方改革の動きは今移ってきているのではないかなというふうに思っています。ですから、かといってこの消防職員がリモートワークするということは物理的に無理なものですから、その状況に合わせた形で、できるだけ新しい働き方改革という言葉が適切かどうか分かりませんが、今までの従来の頭の数減らすとか、そういうところだけ増やすとか、そういうところだけではなくて、広い意味で働き方改革というのは捉えていく今時期かなというふうに思っております。いずれにしても、再度調整をしていきたいというふうに思います。

**議長（四方田 実議員）** 8番、浅海議員。

**8番（浅海 忠議員）** 浅海です。それぞれありがとうございました。

50周年についてはよく分かりました。本来であれば、当初予算に上げておくべきかなというふうには、それだけは思っています。また、いわゆる隔日勤務者、消防のそういったものを、今管理者も言われましたけれども、なかなか現場で、いわゆる俗に言う手のかかる仕事なのです。頭数と手のかかる仕事が消防であり、救急の業務だと思います。そういったところは、どうしても人の人数を省くことができない。ですから、そういったものはやっぱり業務のきちんと見直しをして、適切な人員の配置をすとか、また業務の分担をきちんと明確にするとか、やはりふだんからいわゆる研修ですか、初任研修で消防学校にという方もいるでしょうし、またいろんな救命士の講習に行っている方もいる。

そういった中で、どれだけの人員配置ができるかということもあるでしょうから、ぜひ執行側と、また現場サイドよく協議をしていただいて、職員がきちんとした健全な形で勤務ができるように、またそのことが職員のスキルが上がって、地域住民の安心安全が守れる体制ができると思うのです。やっぱりふだんからいわゆる日常の業務に逼迫していたら、今度は訓練とか、そういったものがおろそかになれば、その職員の資質の向上は望めません。そういったのは、やっぱり一定の当然訓練なり、また教育をする期間というのは必要なわけですから、そこまでの、ちょっとヒアリングでも詰めていなかったのも、そういったところに関わるまた時間だとか、そこに取られる人員の数だとかというのは今回あえて上げなかったのですけれども、そういったものを考えていくと、どのような配置がいいのか、またどういう体制で運営していったらいいのかというのは、ぜひ管理者及び消防の幹部のほうにお任せしますので、またぜひよりよい改善計画をつくってみてください。よろしくお願いいたします。

以上で私の質問は終わります。

**議長（四方田 実議員）** 8番、浅海忠議員の一般質問を終わります。

次に、2番、山中進議員。

(2番 山中 進議員登壇)

2番(山中 進議員) 皆さん、こんにちは。2番、日本共産党の山中進です。

この間の豪雨で、北九州、南九州、それから熊本が特に被害が多かったのですけれども、そのニュースを見ながら、昨年台風19号で私どもの住んでいる中津川地域が孤立化しました。また、さらにさかのぼって11年前になるのですけれども、平成11年のときにもやっぱり同じような現象が起きて、人ごとではないと。まさに大きな被害を受けた皆様には、本当に頑張ってくださいますようこの場で訴えたいと思います。そして、亡くなられた方、被災に遭われた方にはお見舞いを申し上げます。

私は通告に従いまして、次の2点についてお伺いいたします。大きな1の救急搬送についてであります。

(1)は、確認の意味で、搬送先の病院について、昨年までは3病院あったのが2病院になったという話ですけれども、改めてお伺いいたします。

(2)は、その救急搬送された内訳と実績です。

(3)については、救急出場についてであります。昨年度実績によると約4,600件ぐらいの出場がありますが、この中で実績を見ますと、おおむね覚知時間というのですかね、これおおむね8分から20分の間にはほとんどが出場しているというような状況であります。そうした出場までの、また現地までの時間のことなのですけれども、10分以内の件数、10分から20分以内の件数、20分から30分以内の件数、30分以上のこの出場、到着までの時間の内訳と処置について教えていただきたいと思っております。また、救急救命士の処置した件数についても教えてください。

それから(4)は、こうした状況の下で搬送された急病あるいは疾病について、疾病、傷病の内訳と搬送先について教えてください。

(5)は、さきに述べた疾病、消防によるドクターヘリの要請件数であります。

(6)、これは私が地域の人に言われて、強く訴えなければならないという立場で今回この質問した大きな出発点となっております。(6)は、脳疾患や心疾患で倒れた場合、10分が過ぎると生存率が下がると言われています。山間地域及び遠距離の救急要請であった場合、これは非常に大きな不安材料となっております。こうして緊急搬送を要請した山間地や遠距離地での脳疾患や心疾患と判断した場合について、出場をする場合の対応について、あるいはドクターヘリの要請について、これについてお伺いするものであります。

次に、大きな2についてであります。今マイクロプラスチックが世界的に環境を破壊するという問題が大きくなっております。また、昨今のニュースでも廃プラなどで海の汚染が進んでいる。その廃プラを食べた魚や動物が死に至るとような問題がニュースになっております。

そういう中で、一部環境に配慮したごみ袋もありますけれども、スーパーやコンビニで、秩父地域だけではなく、7月1日からレジ袋の有料化が始まっております。この有料化について、多く

の声が、暮らしに影響が出るのではというお話があります。

こうした背景の下、今から10年ぐらい前、平成23年の4月からごみ袋は一度値下げされました。改めて、このごみ袋の値下げをする考えがあるかどうかお伺いいたします。

壇上では以上で、再質問については自席から行いたいと思います。

**議長（四方田 実議員）** 2番、山中進議員の質問に対する答弁を求めます。

消防本部次長。

（小茂田 浩消防本部次長兼危機防災管理監兼消防署長登壇）

**小茂田 浩消防本部次長兼危機防災管理監兼消防署長** 2番、山中議員のご質問についてお答えさせていただきます。

1の（1）、搬送先病院についてでございますが、去年は4,285人の方を救急搬送いたしました。このうち管内の救急告示5病院では、搬送者の74.7%となる3,203人を受け入れていただきました。また、管内で救急告示5病院以外の私的病院、私的診療所では4.9%の211人を受け入れていただいております。管内医療機関へ搬送は3,414人で、搬送者全体の79.6%となります。

管外の主な搬送先病院は、深谷赤十字病院、埼玉医科大学病院、埼玉医科大学国際医療センター及び埼玉県立循環器・呼吸器病センターであり、管外搬送者871人のうち650人を引き受けていただいております。

次に、（2）、去年の実績についてでございますが、出場件数は4,588件ございました。ここ10年の件数を平均いたしますと、24件の減少となっております。また、不搬送件数は344件ございました。事故種別で見ますと、急病によるものが61%、管外、管内を含めた転院搬送が14%を占めてございます。

続きまして、（3）、実績から10分以内の件数、10分から20分以内、20分から30分以内、30分以上の内訳と救急措置の件数でございますが、去年救急隊搬送件数は4,244件ございました。内訳としましては、現場到着まで10分以内であったものが3,751件で88.4%を占めております。10分から20分以内では425件で約10%、20分から30分以内は40件で0.9%、30分以上要したものが28件で0.7%となります。このうち傷病者が心肺停止状態であった現場への出場が130件あり、現場到着まで10分以内の場所で111件、10分から20分以内の場所では16件、20分から30分以内の場所で2件、30分以上を要した場所が1件ございました。なお、救急救命士が救急救命処置を行ったものが106件ございます。

（4）の搬送された急患の疾病、傷病の内訳についてでございますが、事故種別での割合は、先ほど述べた急病、転院搬送以外では、一般負傷が14%、交通8%となります。搬送者の多い急病の疾病分類の中では心疾患が最も多く、267人を搬送し、この中で急性心筋梗塞または狭心症と診断された方が計54人ございました。心疾患に次いで多い脳疾患では、脳梗塞、脳出血、または脳卒中と診断された方が170人ございました。また、これら疾患で搬送された225名を程度別で見ますと、

軽症12人、中等症120人、重症92人、死亡3人でございます。

次に、(5)、ドクターヘリの要請件数及び要請内容でございますが、要請件数は115件でございます。このうち83人が搬送されてございます。天候不良等によるフライト不可、他事案への出場中、フライト後のキャンセル及び陸送へ切り替えたもの等が計32件となります。要請に際しましては、心筋梗塞、脳梗塞、脳卒中、多発外傷などの緊急度、重症度の高い傷病者に対し、高度な医療技術を提供する救命救急センター等への収容を求めるものでございます。

(6)、山間地域及び遠距離での救急要請の対応についてのご質問でございますが、基本的な活動に変更はございません。通報を受ける段階で、指令課では救急車を出動させるとともに、通報内容から必要性を判断し、心肺蘇生法や止血処置などの口頭指導やドクターヘリ要請を行います。出場途上の救急隊は、救急現場へ向け、プレアライバルコール、電話連絡を取り、傷病者の容体の把握に努め、口頭指導の補足を行うこともございます。救急車には自動心臓マッサージ機や高度救命資機材を備えており、傷病者接触直後から医療機関収容まで必要な処置を行います。また、医師の指示の下、救急救命士による救急救命処置の態勢を整えております。

救命には住民の役割が重要とされてございます。早期確認、通報から心肺蘇生やAEDでの救命処置を施し、救急隊へつないでいただきます。今後とも救急講習等を通じまして、応急手当ての普及に努めてまいります。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

**富田豊彦事務局長** それでは、私のほうから2番の有料指定ごみ袋の値下げについて、こちらのほうにお答えをさせていただきます。少しでも組合の有料指定ごみ袋の経緯も含めてお答えをさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

組合の有料指定ごみ袋制度、これにつきましては平成8年の7月に導入いたしまして、ごみの減量化と資源化を最大の目的として、受益者負担の公平性の明確化、収集作業の安全確保などを目指したものでございます。この制度によりまして、販売される指定ごみ袋の収入、これは全て廃棄物処理手数料として収納され、組合の貴重な財源となっておりますところでございます。

制度開始後、平成17年度には住民の方から要望のありました小型の指定ごみ袋を導入いたしまして、現在の大型、中型、小型の3種類として利便性を高め、さらに先ほど議員さんのほうからもお話がありました平成23年度には1リットル当たり単価を1円として統一しまして、平均で33%の値下げを行ったということで、指定ごみ袋、小型1枚が15円、中型1枚が20円、大型1枚が35円の販売価格としているところでございます。

価格の値下げにつきましては、平成25年度から小型家電製品の無料収集を開始し、圏域住民の負担軽減を行うとともに、平成26年4月の消費税の8%の改定、それから令和元年10月の消費税10%

の改定、これにつきましても価格転嫁、国のほうから速やかに価格転嫁のほうをするようにという通達もあったわけなのですけれども、地域家庭、経済への負担を考慮して、据置きという形を取らせていただきました。これにつきましては、実質的な値下げということにつながっているものと考えております。このようなことから、現時点においてはさらなる値下げということは考えておりませんので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 2番、山中進議員。

**2番（山中 進議員）** 2番、山中です。各般による答弁ありがとうございました。

私も調べました、昨年実績を。覚知時間だとか、疾病の分類、それから月別の救急出場件数調べました。そういう中で思ったのですけれども、やはり脳疾患、心疾患で、やはり死亡率が高いというということもあって、距離が遠いと、やはりそれだけ救命、生存率が下がるということを考えると、今までこのやりとりの中で、いろんな方法を伝授というか、伝えながらやっていってもらったと。その間に救急隊は出ていくということで、その現場に着くのは、悪いのですけれども、中津川には最低でも40分ぐらいはかかるのです。そうした場合に、やはり10年前にもあったのですけれども、川で遊んでいて、心筋梗塞というやつで倒れてしまって、そのときにもやっぱり近所の皆さんが心肺蘇生やって、心臓だけは動いて病院に搬送されたということもあるのです。結局死亡されましたけれども。

私の場合もそうなのですけれども、いろいろありがとうございました。いろんなことで、消防隊員の皆さんにも努力していただきましてあれだったのですけれども、自分のことなのであれなのですが、ありがとうございました。そうしたときの例えばやりとりで、そういうふうな症状が分かった場合にはどうするのか、ちょっとその辺をもう少し詳しく教えてください。脳疾患や心疾患の場合。

**議長（四方田 実議員）** 消防本部次長。

（小茂田 浩消防本部次長兼危機防災管理監兼消防署長登壇）

**小茂田 浩消防本部次長兼危機防災管理監兼消防署長** 山中議員のただいまのご質問についてお答えいたします。

症状が分かる、または、疑われる場合というふうにさせていただきますが、先ほど答弁させていただきました中に口頭指導というのがございます。これは通報の段階で、指令課が症状等の聞き取りをいたしますが、この段階でも、必要と考えられる口頭指導については行います。さらに救急現場へ向かう途中でプレアライバルコール、救急車内の救急隊員から現場に向けて電話をかける行為でございますが、この中でも口頭指導の補足をいたします。ご理解いただきたいと思います。

**議長（四方田 実議員）** 2番、山中進議員。

**2番（山中 進議員）** 2番、山中です。

分かりました。要するに、もうありとあらゆる方法で現地着までやはり距離があっても、やり取りしながら行くということなのですね。そうすると、やはりそこで安心できる場所なのですから、やっぱりどうしても遠いところになってしまうと到着遅れて、間に合わないということもありますので、その辺はやはり今後の課題だと思うのですけれども、臆することなくドクターヘリを要請するとかということは考えられると思うのですけれども、その辺についてはどうなのですか。それは、やっぱりやりとりの中でドクターヘリを要請するということは決まってくるのですか。

**議長（四方田 実議員）** 消防本部次長。

（小茂田 浩消防本部次長兼危機防災管理監兼消防署長登壇）

**小茂田 浩消防本部次長兼危機防災管理監兼消防署長** ただいまの山中議員のご質問についてお答え申し上げます。

ドクターヘリにつきましては、まずは、通報の段階で必要性を指令課で判断させていただきます。また、ドクターヘリ要請を指令課でかけていなかった場合でも、救急隊が必要と判断した段階でドクターヘリの要請をかけさせていただいております。

以上です。

**議長（四方田 実議員）** 2番、山中進議員。

**2番（山中 進議員）** 2番、山中です。

分かりました。ぜひ今後遠距離や山間地の救急に対しては、やはりぜひ一番いい方法というか、助かる方法を研究していただいて、対応していただきたいと。これは、地区の区長さんがやっぱりぜひこれだけは、三峰地域だとか中津川地域とかというのはかかるので、やっぱりこの辺については強く要望しておいてくださいということでしたので、今回こうした形で質問させていただきました。本当によくやっているの、いつも頭が下がる思いなのです、救急隊員の皆さんにも。そういうことなので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、ごみ袋の値下げなのですからけれども、ここへ来てごみの量がそれほど変わっていないという状況の中で、やはりそれだけ可燃ごみに対する皆さんのごみの集めるというのが、使っているのが定着がしているのではないかと思います。さらにこれを分別することによって、また資源化されるということもあるのですけれども、そういう中でもやっぱり今求められているのは、やはりどこに行ってもレジ袋が有料化されたので、ごみ袋まで、できれば、そういう意味であれば、1枚3円しますからね。それを下げてもらえないかというのが、これは住民とか市民の願ひなのです。その辺について、確かに8%から2%上がったとき、3%上がったときにも消費税分値上げしておりませんから、そういう意味では値下げと捉えてもいいと思うのですが、ここに来てやっぱりスーパーやコンビニでレジ袋が有料化されるということは、その都度お金かかるということになりますから、その辺について、そうした住民の暮らしや今のコロナ禍で、非常にさらに生活が困窮している世帯も出てきていたり、ふだん生活、暮らしている方もボーナスが出ないとかというお話を聞き

ますので、影響があるということで、このことも併せてごみ袋の値下げを考えられないか伺いたします。

**議長（四方田 実議員）** 事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

**富田豊彦事務局長** 山中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今回7月1日からスーパー等のレジ袋有料化になったわけですが、この制度自体は海洋プラスチックの問題から、地球温暖化の解決とか、そういったものを含めて制度が始まったというふうなことで私は理解しているところなのですが、そういったごみを、プラスチックごみを減らすということで、マイバッグ、エコバッグとかと言われていたかと思いますが、そういったものにシフトしていこうという一つの狙いがあるかと思えます。

そういったことからレジ袋の取扱いというのは、有料指定ごみ袋とまたちょっと一線を画す部分もあるかと思えますので、値下げとレジ袋、その辺についての考え方というのは今後整理していく必要があるかと思えますので、現段階では先ほど申し上げましたように、値下げというのはちょっと考えていないというような状況でございます。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 2番、山中進議員。

**2番（山中 進議員）** 2番、山中です。

分かりました。このごみ袋も電気もやはり貴重な自主財源になります。そういった意味では理解はできるのです。理解はできるのですが、やっぱり広く公共の増進を望むということであれば、やっぱりこれは考えていかなければならない問題なのです。ぜひこの問題も含めて、私は値下げについても今後考えていただきたいということをお願いして一般質問を終わらせていただきます。

**議長（四方田 実議員）** 2番、山中進議員の一般質問を終わります。

次に、3番、黒澤秀之議員。

（3番 黒澤秀之議員登壇）

**3番（黒澤秀之議員）** 皆さん、おはようございます。まず、傍聴者の皆さん、お忙しい中、議場にお越しをいただきまして誠にありがとうございます。改めまして、3番、秩父市議会、黒澤秀之でございます。秩父地域に住む全ての人たちがこの秩父地域に住んでいてよかったと思える地域を実現するため、本日も一般質問頑張ったいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、今もなお感染者の拡大が収束していない新型コロナウイルスでございますが、お亡くなりになりました多くの皆様方のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご家族の皆様方に深くお見舞いを申し上げます。そして、今月初め、熊本県を中心に九州や中部地方、各地で集中豪雨ございましたが、気象庁でいわゆる令和2年7月豪雨というふうに名づけられているようだけれど

も、甚大な被害、これにつきましても犠牲者が多数出ております。心よりお見舞いを申し上げますと  
ころでございます。

それでは、通告に従いまして一般質問に入りたいと思います。今回の一般質問では秩父広域市町村圏組合における事務事業の中で、新型コロナウイルス感染防止対策について、それから自然災害発生を想定した備えについて、それから先ほど2番議員もお話に出ていましたけれども、少し観点が違う一般質問になるかと思えますけれども、今月から始まりましたレジ袋有料化に伴うごみ袋についての3項目につきまして一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず、1点目ですけれども、秩父広域市町村圏組合における新型コロナウイルス感染防止対策について伺います。新型コロナウイルス感染症につきましては、毎日のように新聞、ニュース、テレビ等で報道されておりますので、私があえて状況説明する必要もございませんので、早速質問の中身に入りたいというふうに思います。

(1)として、秩父広域市町村圏組合における事務事業であるごみ処理、火葬場、秩父消防本部、水道局それぞれについてどのような感染防止対策を実施しているのか、お伺いをさせていただきます。ご存じのとおり、各事務事業については住民と対面で接する仕事もあれば、住民と接する機会のないデスクワークもありますので、それぞれにおいて感染防止対策は異なるのではないかというふうに思います。各部署全部の感染防止対策をここで取り上げますと時間がかかりかかりますので、住民との対面における業務の有無によって、その対面する業務と対面しない業務と、この2つに分けて対策をどう講じているかという観点でご答弁をいただければと思っております。

次に、(2)として、秩父消防本部における消防職員の感染防止のための取組について伺います。新型コロナウイルス感染症における最大のボーダーラインは、医療崩壊を招くか招かないかと言われております。秩父地域も医療崩壊に至らないよう、各医療機関で決死の対策が施されている状況であることは周知の事実であります。救急や消防といった業務も安心した市民生活を送る上で大変に重要な要素であります。

総務省消防庁は6月30日、消防組織法第37条の規定に基づく助言として、新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大に備えた消防本部の業務継続等のための当面の留意事項についてを発出してあります。この通知も踏まえまして質問に入ります。

アとして、感染防止資機材の確保について伺います。救急隊が搬送時に用いる感染防止資機材等の供給が安定しない状況が続いている中で、今後再び感染が拡大した場合にはさらなる供給体制の悪化も想定されることから、消防本部においてN95マスク、感染防止衣、それからエタノール等の感染防止資機材に不足が生じないように、救急隊の感染防止資機材確保支援事業を行っていくことが必要であります。現状の対応策はどのようになっているのか、また市町の担当部局や都道府県などの関係機関との間で感染防止資機材の確保についての連携体制及び財源対応はどのようになっているのか、お伺いをさせていただきます。

次に、イとして消防本部内での感染防止対策の徹底について伺います。職員に感染者が出た際に、執務室や仮眠室等において適切な対応が取られていない場合、職員間でさらなる感染が拡大するおそれがあります。このため仮に職員の中から感染者が出たとしても、職員同士が濃厚接触者となることを防ぐ措置が必要であると思いますが、現状はどのようになっているのかお伺いをいたします。

次に、ウとして消防本部内での感染者の発生等により職員数が減少した場合への備えについて伺います。職員数の減少により、本部内における対応のみでは対応ができなくなる事態も想定し、近隣の消防本部や都道府県との間で相互応援体制等について協議がされているのか、また消防指令センターは感染拡大等により職員数が減少した場合でも、業務継続は必須な一方で、業務の特殊性から職員の代替性が困難であると思われるが、消防指令センターの業務継続のための方策についてお伺いをいたします。

次に、エとしてテレワーク勤務や早出、遅出勤務の推進について伺います。人との接触を低減する観点から、地域の実情、予防、警防、救急等の各職域における業務の実情等に応じ、テレワーク勤務や早出、遅出勤務の推進についてできる限り取り組むことを総務省消防庁からも通達がされていると思います。実態はどのようになっているのか、お伺いをさせていただきます。

次に（３）、感染症対応に従事した救急隊員等への防疫等作業手当について伺います。今般地方創生臨時交付金の活用事業例に、その用途として感染症対応に従事した救急隊員等への防疫等作業手当などが明記されました。感染症対応に従事した救急隊員等への防疫等作業手当について、人事院規則の改正内容及びその趣旨を踏まえ、どのように対応されているのかをお伺いをさせていただきます。

次に、大きな項目２の自然災害発生を想定した備えについてお伺いをいたします。冒頭でもお話ししたとおり、直近では大きな自然災害が発生しており、令和は自然災害の時代と言っても過言ではないと思います。毎年季節を問わず発生する自然災害に、未曾有の災害という言葉が言葉の意味をなさない状況になっているくらい、想定を超える様々な自然災害が頻繁に発生しております。地球の誕生からこれまで、長い年月を考えますと、人の一生というのはごく一瞬であって、未曾有の災害というのも人の価値観であるかなというふうに思っております。自然災害が頻繁に発生する時代に、何をもって事に当たるのか、行政が行うべき役割として、自然災害への備えについては大変に重要な意味を持っているのではないかと思います。全国各地で発生した過去の事例から学び、この秩父地域で想定される自然災害について、今考え得る備えをしっかりと行っていただきたいと思っております。

そこで質問に入りますが、（１）として、民間事業者の危険物施設等の点検について伺います。自然災害は場所、時間を問わず発生することは過去の事例からも分かるのとおりであります。これまでも大きな自然災害を受けたであろう危険物施設や、これから自然災害が発生するリスクが高い危険物施設に対しては二次災害を最小限に抑え込む必要がございます。総務省消防庁から３月27日

付で危険物施設における風水害対策について、危険物施設の風水害対策ガイドラインについてを活用し、危険物保安上必要な措置を講じるよう助言が発出されております。これらを踏まえ質問をいたしますが、これまでの秩父地域における自然災害を教訓に、豪雨災害、それから土砂災害も含めますけれども、二次災害被災防止の観点から、管内における危険物施設等の箇所はどのくらいあるのかお伺いをさせていただきます。

次に、(2)として、自然災害を想定した訓練の状況についてお伺いします。これまでの豪雨災害を教訓に、考え得る想定訓練が必要であると思われませんが、現状はどのようになっているのかお伺いをいたします。

次に、(3)として、関係機関、団体との連携協定について伺います。自然災害は、発生する前の備えと、残念ながら被災した後の復旧、復興の両面が重要でございます。豪雨災害、土砂災害も含みますが、他の自然災害、被災時を想定した関係機関や団体との連携は現状どのようになっているのか、お伺いをさせていただきます。

次に、大きな項目3のレジ袋有料化に伴うごみ袋について伺います。少し2番議員とは違って、ちょっと細かく聞いてしまうかもしれませんが、昨年12月に改定された容器包装リサイクル法により、今年7月1日からレジ袋が有料化されました。背景は、昨年5月31日に策定されたプラスチック資源循環戦略において、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の一つ、リデュース等の徹底取組として、レジ袋有料化、義務化、無料配布の禁止等があります。この法改正を受け、最近になり全国の自治体においてレジ袋そのものを指定ごみ袋にする動きが始まっております。レジ袋自体を有料の指定ごみ袋にするということです。つまりは、コンビニやスーパーで購入するレジ袋を、行政がごみ処理を行う袋として販売をするというものであります。

千葉市では本年3月より11月まで民間事業者との包括連携協定を結び、プラスチックごみ削減に向けて、可燃ごみ用指定袋10リットルを8円で、レジ袋として店頭にて単品販売を行う実証実験を行っております。また、埼玉県下においても北本市と吉見町、これは埼玉中部環境保全組合ですけれども、20リットルの袋を1枚3円にて、レジ袋としてコンビニやスーパーで販売するようであります。これらの背景、全国的な行政の取組も踏まえ、ごみとして捨てられるレジ袋ですね。レジ袋だけではごみ処理はしていただけませんので、結局は指定ごみ袋にそのレジ袋も入れるわけですが、ごみとして捨てられるレジ袋削減への取組について数点質問させていただきます。

まず、現状の秩父広域における有料指定ごみ袋についてですけれども、導入目的と経過についてお伺いをしたいのですが、先ほど2番議員の中に少し答弁がありましたので、それ以外に特筆すべき点があれば、導入目的と経過についてお伺いをさせていただきます。

また、有料指定ごみ袋の価格設定です。今現状1リッター1円ですけれども、この価格設定はどのような考えの下設定されたものかをお伺いをさせていただきます。

次に、先ほどご紹介したレジ袋の有料化に伴い、市民サービスや利便性の向上、地球温暖化対策

におけるプラスチックごみ削減の取組として、要は買ったレジ袋ではごみ処理はしてもらえませんので、結局有料指定袋にそのレジ袋を入れて捨てなければいけないわけですから、もともとレジ袋を買うわけでありますから、それが指定ごみ袋であればレジ袋はなくなるということでありますけれども、秩父広域における有料指定ごみ袋をレジ袋として、店頭で単品販売することができないか、当局の所感をお伺いをいたします。

以上、壇上におきましては大きな3項目について質問させていただきました。追加の質問は、自席にてお伺いをさせていただきます。よろしく申し上げます。

**議長（四方田 実議員）** 3番、黒澤秀之議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

**富田豊彦事務局長** それでは、3番、黒澤議員からご質問のありました1、新型コロナウイルス感染防止対策のうち（1）の感染防止に関する取組について、まず私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染防止対策といたしましては、組合においては管理者の指示を受けまして、組合理事による秩父地域新型コロナウイルス対策会議というものを4月7日に開催をいたしまして、本組合における対応を協議するとともに、事務局、消防本部署、水道局に対策会議を設け、その上部機関としてコロナウイルス対策連絡会議、庁内の会議、それを設置して、情報共有を行ってきているというような状況でございます。

次に、議員のほうからご質問のありました対面しない、それから対面するところというお話になるのですが、まず対面しない、少ないというところで、職員の感染予防につきましてですけれども、これにつきましては、うがい、手洗いの徹底、マスクの着用、不要不急の外出の自粛要請をはじめといたしまして、いわゆる3密を避ける方策として、別室、それから在宅、それを含めた計画分散勤務を行うとともに、職員の週休日の変更、それからフレックス勤務を併せまして行い、感染リスクの低減に努めたというところでございます。

このほか来庁者の事務室への入室制限、それから事務室の換気、各事務所の窓口への飛沫防止シートの設置、定期的な共用部分の消毒と、これも行ってきております。なお、計画分散勤務につきましては、非常事態宣言の解除に伴いまして縮小し、現在は自席での勤務ということになっております。

次に、住民の方々と対面する組合の施設等、そういったところでの対応でございますけれども、ごみの搬入時の受け付け業務、これにおきましては防護フィルムの設置、それから受入れ対応職員のマスク、手袋の着用、計量カード等必要資機材の消毒、これを実施しております。

また、秩父斎場につきましては、不特定多数の方々が一堂に会するということから、感染拡大のリスクが高いという認識を持ちまして、利用者、業者ともそれを共有することにより、参列者全員

のマスク着用、手指の消毒、体調の悪い方等の参列の自粛、待合室利用時のソーシャルディスタンスの確保、換気等をお願いしているというようなことでございます。

このほか介護認定審査会、自立支援審査会は集合審査が基本となっておりますけれども、厚生労働省の通知によりまして、6月30日まで臨時的に集合審査を書面審査に切り替えて対応したということもございます。

また、例年受入れを行っております小学校の社会科見学、こちらにつきましても感染拡大防止の観点から中止をさせていただきました。いずれにいたしましても、引き続き新型コロナウイルス感染防止につきましては、国や県の動向を注視しながら取り組んでまいりたいということでございます。

次に、私のほうから、ちょっと飛びますけれども、3のレジ袋の有料化に伴うごみ袋についてということにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。ごみ袋として捨てられるレジ袋削減への取組のうち、有料指定ごみ袋の、先ほど2番議員の質問に対しての答弁をさせていただきましたけれども、導入目的、経過というのは答弁のとおりでございます。

それから、価格設定、こちらにつきましても先ほど値下げの経過のところでも1リットル当たり1円ということで設定をさせていただきましたということで、分かりやすい価格設定をそのときに取りらせてもらっているというようなことになろうかと思えます。

次に、有料指定ごみ袋、これをレジ袋として販売することについてでございますけれども、現在指定ごみ袋、これは10枚1セットで、圏域内の205店舗の取扱店で販売をさせていただいております。レジ袋として販売をするためには、1枚単位での販売ということになりますので、取扱販売店の対応、協力が必要不可欠ということになってくるかと考えております。また、コンビニなどのバーコード読み取り方式のレジへの対応等、製造コスト、そういった面での影響も考えられるのではないかとこのように思っております。このような状況から、レジ袋として販売することにつきましては課題も多いということで、実現の可否につきましては慎重に検討してまいりたいということでございます。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 消防長。

（町田 進消防長登壇）

**町田 進消防長** 3番、黒澤議員の1、新型コロナウイルス感染症防止対策について、(2)、消防職員の感染防止のための取組についてお答えいたします。先ほどの事務局長の答弁と重なる部分が一部あるとは思いますが、ご容赦ください。

質問のアの感染防止資機材の確保でございますが、現在消防本部の保有する感染防止資機材は令和2年1月から使用実績及び感染防止資機材の納入現状を勘案した場合に、一定の期間まで対応することができる数を保有しております。この保有する資機材の中には、国及び埼玉県から感染防止

資機材の確保支援事業により提供された資機材や、秩父市の中華人民共和国姉妹都市である山西省臨汾市から秩父市への寄贈品の一部を提供させていただいた部分があるということをご報告させていただきます。

また、構成市町や都道府県などの関係機関との感染防止資機材の確保に関わる連携については、現在につきまして構築されておられません。今後の対策等について、関係機関等の情報を得ながら調査、検討をしたいと存じます。

感染防止資機材の確保に関する予算につきましては、今後の感染症の対策の推移によっては、補正予算を計上するなり、来年度予算における現状に配慮した予算の組立てを検討したいと考えております。

次に、イの消防本部内の感染防止対策の徹底でございますが、消防業務は災害に対応する業務とそれ以外の日常的な業務の2つに大きく分けることができます。日常的な業務における感染防止対策としましては、来庁者の庁舎入室制限と飛沫防止シートを設定し、執務室では職員間における飛沫防止シートが設定されます。施設管理上ではパソコン端末の消毒や24時間勤務における職員間の感染リスクを考慮し、共用する職員接触箇所の定期消毒の徹底や2交代制勤務交代時に一時的に密になる状態があるため、申し送りの場所や時間帯をずらし、密にならない配慮を行っております。

また、予防業務等において、部外関係者と接触する業務を実施する場合には、ソーシャルディスタンスチェックシートをその都度作成し、新しい生活様式に沿った業務の実施と職員の意識づけに努めております。

災害に対応する業務のうち救急業務におきましては、総務省消防庁や厚生労働省からの通知による標準感染防止策の徹底により実施し、救急業務以外の現場業務につきましては感染防止策の明確な指針が国等から示されていないため、在日米軍消防のNBC対応マニュアルにおける防疫対応を参考にいたしまして、現場での感染や感染症を現場から持ち込まない体制の構築を図っております。現在の対応は確定的なものではなく、今後の感染の状況や対応策の通知、通達を注視し、より有効な対策を柔軟に取りたいと考えております。

次に、ウの消防本部内での感染症の発生等により職員数が減少した場合の備えでございますが、職員の減少に対する有効な手段としては、相互応援協定の締結等が考えられますが、近隣消防本部においても人的余裕はなく、それぞれの消防本部が同様なコロナ禍の中での業務を行っている実情があります。応援体制の構築が困難な状況でございます。

消防本部の職員数の減少に対する備えとしては、新型コロナウイルス感染における組織のアクションプランを策定し、職員数の減少対策を講じております。このアクションプランは、クラスターの発生をレベル化し、クラスター発生の状況に合わせた人員配置を策定したものでございます。

次に、テレワークの勤務や早出、遅出勤務の推進でございますが、消防本部におけるテレワーク勤務や早出、遅出勤務が可能な職員は消防本部及び署の毎日勤務者が該当いたします。消防本部署

における感染防止策の措置として、フレックス的勤務時間の特例を活用した時間による分散勤務や執務室を分けての分散勤務、さらには食事時間、これは休憩時間ではありますが、時差休憩として対応を行いました。現在は必要な措置を講じながら、分散勤務は解消し、業務を行っております。

実際に実施した時差出勤では、消防本部及び署における毎日勤務者数や業務内容から、業務への支障が見受けられました。また、テレワーク勤務につきましては業務の内容的に困難な部分もあり、採用はいたしませんでした。しかしながら、感染防止対策は重要でございます。今後も引き続き効果的な感染防止策と効果的な業務の在り方を研究、検討してまいりたいと存じます。

次に、(3)の感染症対応に従事した救急隊員等への防疫作業手当についてでございますが、他の自治体によっては新型コロナウイルス感染症に関する救急業務に関して、防疫手当の支給が行われ始めております。今後調査検討を行い、必要により対応を取りたいと存じます。

続きまして、2の自然災害発生を想定した備えについてお答えします。(1)の民間事業者の危険物施設等の点検につきましては、私の答弁の後に予防課長がお答えいたしますので、ご了承お願いいたします。

(2)の自然災害を想定した訓練の状況でございますが、豪雨災害の河川氾濫については、ボート等での災害活動等が想定されます。消防本部では水難救助隊がボート操船やラフティングボートの訓練を実施しております。その他、土のう作成等の手技に関する訓練を実施しております。

自然災害を想定した連携訓練や大規模な訓練は、自然災害に関する根本的な法体系が災害対策基本法でもあり、訓練の実施は構成市町の地域防災計画等により策定されている現状として、消防本部の主催としての実施はしておりません。現在気象の変化に伴う線状降雨帯等の発生や台風は大量降雨等をもたらし、災害の大規模化の傾向となっております。消防本部といたしましても、訓練や戦術の検討を行い、災害活動において安全な二次災害のない現場活動を図りたいと存じます。

次に、関係機関、団体との連携協定でございますが、訓練同様、関係機関や団体との連携協定は、構成市町の地域防災計画等により規定し、締結するものと認識しております。消防本部としましては、保有する資機材や人員は災害に対応すべき第一線部隊と装備でございます。災害発生時には構成市町と連携し、人員や資機材を投入しての災害活動や災害活動方針に関する技術的な助言や支援を行うものと考えております。

なお、水道局では秩父広域管工事業協同組合と公益社団法人日本水道協会埼玉県支部と協定を締結しており、災害に備えております。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 予防課長。

(新井 守予防課長登壇)

**新井 守予防課長** 2、自然災害発生を想定した備えについて、(1)、民間事業者の危険物施設等の点検についてでございますが、広域組合管内には501か所の危険物施設がございます。昨年上陸し

た台風15号及び19号では、当秩父地域においても住民生活に直結する大きな被害が発生しましたが、幸いにも危険物施設への被害、事故等はございませんでした。広域組合管内における台風等に起因する風水害において、危険物施設に被害をもたらす可能性のある地域として構成市町が作成したハザードマップを参考に危険物施設を抽出した場合に、特別警戒区域内にある危険物施設は貯蔵所が2か所、警戒区域内の危険物施設は貯蔵所が24か所、取扱所が20か所の計44か所、合計で46か所ございます。

広域組合管内の危険物施設は、区分に応じて最低でも3年に1回は施設の維持管理状況を消防法に基づく立入検査を行っております。これからは、当消防本部においても立入検査を実施するときは、総務省消防庁が策定した危険物施設の風水害対策ガイドラインに沿った項目について指導、助言に努めたいと存じます。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 3番、黒澤です。各般にわたってありがとうございました。12分で終わりにしたいというふうに思います。

まず、大きな1項目めの再質問ですけれども、広域の内部で住民との対面に対するもの、それから内部の感染防止対策というのは分かりました。現状広域からほかに、民間に委託している例えばごみ収集、2社に委託をしていると思います。それから、水道メーターの検針等も委託をしていると思うのですが、その委託先への感染防止対応策についてどのような指導を行っているかお願いします。すみません、一遍にやらなければいけないのですね。大きな1だけ全部やります。

それから、(2)のところですが、安定供給に向けて、いろいろ国や県、それから秩父市の姉妹都市である臨汾市からいただきたいという話があったのですが、実際には財源対応は調査検討していくということなので、それで大丈夫なのかなというちょっと心配はあるのですが、十分にさっき言ったN95のマスクとか感染防止衣、エタノール等があるということでもいいのか、それは2波、3波の話も含めて、あるので取りあえずは大丈夫だと。ただ、それ以上想定を超えるような状況になれば、予算は今後考えなければいけないというふうな観点での答弁であったのかということですね。要は財源がなければそういうもの買えませんから、2波、3波が来たときには、高騰してしまって買えないということもあり得ると思いますので、その辺もう少し詳しく教えていただければと思います。

それが大きな1項目めの再質問になるのですが、ただ一つ、(2)のウのところ、アクションプランということにのっとってやっているということなのですが、実際にまた消防本部間での限られた人員で、なかなか応援体制も難しいということなのですが、そうは言っても救急消防、感染者が出て、本部内でクラスターが発生してしまった。全国的には警察署の中でということもあって、どこかの警察署で感染者が出たので、そっくり自宅待機になって、ほかの警察

署からその警察署に応援に来たなんていう報道もありましたけれども、いかんせん秩父地域はやっぱり地の利が特殊でありますので、事前にいろんな協定を結んで応援体制を構築していく、相談をしておくというのが必要なのではないかというふうに思うのですけれども、その辺、消防、救急については開店休業ですというわけにはいかないと思いますので、その辺をもう少しできないものか、お伺いをさせていただきます。

3点ですか、お願いします。

**議長（四方田 実議員）** 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** 機材、資材が十分にあるかどうかということ、確かにそこが大変問題でありまして、ただ4月のとき、確かに病床使用率が35%ぐらいまで上がったのです。重症の方も17%までいったので、今現在は6%ぐらいでずっと下りてきていますので、今病床のほうも今入院できる施設が3施設があって、その3施設のところの対応等々も、資材等々はN95にしろ、防護服にしろ、十分に足りているという状況です。

今後2波に対しても、今回私のほうで防護服200とN95を2,000枚用意しましたので、これは秩父市だけではなくて、周りの関係するところ、例えば長瀬もそうですし、そして皆野もそうですし、そういうPCRを行っていただく施設等々にも配っております。ですから、今回防護服に関しましては、実際物を触ってみて、非常にしっかりしたものなのです。ですから、再生できるところで、N95もちろん再生、二、三回はできます。ですから2波は今のところ十分足りているなど。その上で足らなくなりそうだったらばすぐ予算を、専決でいくかどうかということもありますけれども、いずれにしても予算を組んでいくということなのですが、今のところその辺の機材は足りているというふうに私は判断しています。

**議長（四方田 実議員）** 事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

**富田豊彦事務局長** それでは、私のほうから1の（1）で再質問にございました委託先での感染防止策、こちらについて、ごみのほうの事務局で取り扱っているものをまず先に答弁させていただければと思います。

ごみ収集委託業者等の廃棄物関係の委託業者への対応でございますけれども、これ国や県からも通知がございまして、感染防止策について委託業者へも通知するというものがございます。これによりまして感染防止対策のチラシ等資料を業者さんのほうにも提供し、情報を共有するとともに、業務実施に当たりましては、マスクや手袋等、防護服の着用、業務機材等の定期的な消毒、作業時の手洗い、消毒等の実施を要請しているというようなところでございます。特に住民に直接対応する業務に従事する委託職員は十分な対応を行ってくださいということで、指示を出させていただきました。また、委託業者のほうから、業務に応じた感染防止策をしっかりと行っているという報告

は受けております。

なお、当初購入が困難となっておりましたマスク、これにつきましては委託業者のほうで調達に支障の出るおそれもありましたので、組合のほうで無償提供いただきましたマスクを業者のほうへも配布するといった措置も取らせていただきました。

私のほうからは以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 水道局長。

（柴岡康夫水道局長登壇）

**柴岡康夫水道局長** 私のほうから、水道局の委託先について答弁をさせていただきます。

水道局の委託先、株式会社両毛システムズが別所浄水場に事務所を構えまして、窓口業務、それと休止、開栓業務、それと検針業務、メーター検針でございます、などを行っております。

感染防止対策の基本でございます手洗い、マスク着用を徹底いたしまして、窓口には飛沫対策シートの設置、手指消毒アルコールボトルの設置等可能な限りの感染防止対策を図っております。また、事務所内の密を避けるために、委託職員にも水道局の会議室を開放いたしまして、分散勤務を実施してございました。また、業者独自の新型コロナウイルス感染症行動ガイドラインを策定していただきまして、全従業員に対し周知徹底を図っていただいているところでございます。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 消防長。

（町田 進消防長登壇）

**町田 進消防長** 3番、黒澤議員の再質問にお答えいたします。

先ほど管理者のほうから保有資機材についてのご答弁をいただきましたが、現実的な数ということで答弁をさせていただきます。現在消防本部には497セットございます。1月から7月現在までの新型コロナウイルス感染症疑いの救急出動が30件でございます。497セットということは、件数にしますと165件分の救急の関係の感染資機材が保有されているということで、一定の期間は対応できるということでご説明させていただきます。

それと、議員の相互応援協定というような内容でございますが、秩父地域よりもご承知のとおり他地域のほうが感染症は厳しい状態でございます。ここで何件あるということは答弁できませんが、そのような状況下の中でございます。しかしながら、議員も心配されています先ほどの医療崩壊というような部分のことにつながると思うのですけれども、消防本部としましては今後必要な情報交換と、他の消防本部等の状況を踏まえまして対応を考えたいと存じます。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 3番、黒澤です。先ほどの12分というのを訂正させていただきます。もう少しかかると思います。

次の大きなところの2も、自然災害発生を想定した備えについてであります。危険物については501か所あって、台風19号では被災がゼロだったと。危険物がもし何かありますと、それによって、二次被害、二次災害が発生してしまいますので、これに基づいた災害、二次災害が発生しないように、総務省消防庁からも危険物の施設をチェックしろという通達が出ているわけですから、先ほどあった答弁の中では、ハザードマップの中にあるということは土砂災害警戒区域と特別警戒区域だと思うのですけれども、その中に46か所あるということですから、これをさっき言ったガイドラインに基づいて今後チェックをしてきますよということなので、これはぜひ徹底的に今後やっていただきたいというふうに思います。必要であれば、土砂災害警戒区域ですから、本来であれば特別な地区のところには2か所ということですから、本来はほかに移転をしていただかないと、土砂災害が起きたときは必ずぶっ潰れますので、そういうふうな観点、あとは防液堤、これはタンクなのかなというイメージは勝手に思っているところなのですけれども、防液堤がしっかりしているのか、年数がたったときに本当に大丈夫なのかということ、これは事業者側からすると、法令守っているから大丈夫だという感じがあるかもしれませんが、もともとの法令は土砂災害警戒区域に防液堤を建てるという想定はしていないのではないかと思います。ですから、普通のタンクとか危険物貯蔵施設に対する防液堤の高さと、土砂災害警戒区域に建てるものというのは多分違うと思うのです。ですから、その観点でいって助言をしていくなり、消防本部のほうから二次災害が起きないように徹底したチェックをお願いしたいと思います。2点目についてはお願いだけです。

3点目のレジ袋なのですけれども、1リッター当たり1円ということなのですけれども、原価をお伺いしたところ、今は15リッターが4.3円、中袋20リッターが4.9円、大の35リッターが6.6円なのです。ですから、15リッターでいくと4.3円ですから、15円で売っているところ4.3円なのです。原価が。ですから、その分の利ざやがいわゆる受益者負担という形で、ごみの焼却の費用にあてがわれているわけです。予算書見ますと、これが1億2,896万円ぐらいなのです。いわゆるごみ袋の収益でごみ処理をする費用を賄っているのが約1億3,000万円ぐらいなのです。ですから、単純に指定ごみ袋その原価でもし売ろうとすると、1億3,000万円を各市町で補ってもらうという形にせざるを得ないと思うのです。予算上ですけれども。

ということになりますので、先ほど2番議員が言ったように、これは下げられないのかという場合には、そういう負担が出てくるということではあるのですけれども、一方で、先ほど言ったようにレジ袋として単品販売をするわけですから、そもそもレジ袋を買わなくて済むわけです。もうそれはごみ袋ですから。ということで考えれば、プラスチックごみの削減にはなると。これは、ご答弁の中には、関係する、取り扱っている店舗が205か所あって、その人たちが10枚1袋で売ると、1枚幾らで売ると、労力がかかるかもしれないので負担がかかるかもしれない。はたまたコンビニでいけば15リッターのレジ袋というのはほとんど使わないわけです。だから、10リッターとか5リッターとか、そういった形にならざるを得ないので、そういった観点でいって

も、この秩父地域は荒川の水源でありますので、そういう意味からすると、プラスチックごみを、こうすることで削減をしていますよということをアピールするきっかけにもなるのではないかなというふうに思います。

実際に私も壇上でお話ししたとおり、千葉市などでは10リッター8円ですけれども、やっぱりコンビニでなかなか10リッターのでかい袋は使わないので、5リッターの袋を9月から造るようです。これは千葉市の市長が政治判断で、このプラスチックごみ、千葉市は海沿いですから、海洋のプラスチックを大分気にしている方で、その市長が、10リッターが出ないのだったら、5リッター造ってでもレジ袋を指定のごみ袋にして、プラスチックのレジ袋をなくすのだというような取組をやられているようです。先ほど例として北本市と吉見町言いましたけれども、これもともと有料指定ごみ袋がない組合でして、これに合わせて3円で造って、原価で多分売るのだと思うのですけれども、そういう自治体もあると。

秩父広域の場合は、先ほども言ったように、ごみ袋の収益1億2,000万円ぐらいをごみ収集の費用に充てていますので、これを原価にしろというようなもの。原価にして、さらにレジ袋として販売というのはなかなかハードルが高いとは思うのですけれども、もし販売店が許すのであれば、これは先ほども何回も繰り返しますけれども、自然環境豊かな荒川水源の地域にあることを考えれば、レジ袋の削減、さっきエコバッグの話もありましたけれども、レジ袋はどうしても必要な場合もありますので、レジ袋を単品で販売するように指定業者さんにお問い合わせをすることもできると思うのですけれども、その辺、もう一度これは管理者にご答弁をお願いをしたいと思います。

**議長（四方田 実議員）** 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** レジ袋をごみ袋という発想、残念ながら私はその発想を持っていません。基本的には今のスタイルでいって、そしてそれぞれの自治体の費用負担等々で今ごみの行われてるわけで、国の流れのほうでもエコバッグの推奨ということで動いておりますので、ですからそういうところの中で、レジ袋を使わないでエコバッグという形で動いていくという、私はそういう考え方を持っています。実際、自分自身もしっかりやろうと思ひまして、私常に買い物行くときは、エコバッグ持って、自分で行っています。お客さん見ても、結構エコバッグ持っている方多いですね。そういう風潮に今変わってきているということと、もう一つはごみ袋を販売しているところ、そういうところがもうそういう組織が今できておりますので、そういうところの課題等々、ハードルはかなり高いというふうに私は思っております。ですから、今国の流れに沿った形で、エコバッグを推奨していきたいというふうに思います。

**議長（四方田 実議員）** 3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 3番、黒澤です。

管理者のほうから、今後やるつもりはないよという話をお伺いさせていただきましたけれども、

この指定ごみ袋は先ほど205店舗が取り扱っていて、販売事務手数料として13%、約2,000万円が業者さんにわたっているようです。ですから、そういう意味からしますと、業者さんの販売手数料13%分、2,000万円ですから、その分をそのままお願いをして、単品でいわゆる選択的にということですね。レジ袋も普通に売る。場合によっては、市の指定ごみ袋を1枚単位でも買えますけれどもどうですかということだと思っております。これを全体に、もうレジ袋全部取りやめてしまって、もう全部、有料指定ごみ袋だけくださいということではなくて、まずはセブンイレブンさんとか含めて、コンビニさん、あとはスーパーさんのやつを、レジ袋は通常どおり販売をして、それ以外に広域の有料指定ごみ袋を選択肢として1枚単位で買えるようにすると。必要であれば買うし、必要でなければ買わない。エコバッグであればエコバッグとしてやるわけですから。市民サービスからすると、10枚単位で買うというよりは、1枚単位で買う。たまたまエコバッグ忘れたときに、ごみ袋買ってきたら、それがごみ袋になるわけですから、市民サービスとしては非常に有効だと思います。

ほか全国各地でいろんな自治体のごみの削減についてはいろいろ努力をしているようですので、秩父広域とすると、エコバッグの推奨ということでもありますので、どこかの機会でご検討をする首長さんがいれば、それはそれでお願いをしたいなというふうに思います。

管理者のほうからは、エコバッグを推奨するということでもありますので、今後エコバッグをどういうふうに推奨するのか、広域としてやっていくのか、また成り行きを見させていただければというふうに思います。

私の一般質問は、これにて終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（四方田 実議員）** 3番、黒澤秀之議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時01分

**議長（四方田 実議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

16番、出浦正夫議員。

(16番 出浦正夫議員登壇)

**16番（出浦正夫議員）** 午後の会議になりました。小鹿野町選出、16番、日本共産党の出浦正夫です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

質問に入る前に、若干申し述べておきたいことがあります。ついに日本では新型コロナウイルス感染症による死者が1,000人を超えました。謹んで心からのご冥福をお祈りいたします。また、こ

の感染防止のために、自らの危険も顧みないで日夜奮闘されてこられた医療従事者、そしてまた救急隊員の皆様方に心からの敬意を表したいというふうを考えております。

また、管理者からもお話がありましたけれども、この間の7月豪雨、本当に悲惨なものがあります。人吉市のある旅館の方がテレビに出ておりましたけれども、自粛でずっとお客が取れなかった、いよいよこれからだというときに旅館の一切合財を流されたというようなことを述べられている旅館の館主の方がおられました。一刻も早い復興が実現できるように心から願うものであります。

では、通告に従いまして質問を行います。質問は、全部で4項目ございますけれども、順次、若干の説明を加えながら質問をしたいと思います。

1番は水道料金についてです。ここの水道料金については、主に説明及び日程等のことについて伺いたいと思います。文章を読みます。(1)、来年4月1日から料金統一に向けて計画が進められていますが、議員に対しても詳しい説明がありません。議員に対する説明、日程、内容等について伺います。

(2)番、市民に対してもコロナ禍の影響もあり、説明会が見送られています。市民への説明の計画について伺います。なお、この(2)については、私がこの質問事項を記載した後に、全員協議会で日程の説明がありましたので、そのとおりですというふうにお答えいただいて結構です。

(3)、料金統一に至る日程について伺います。ここのところでは、11月議会で多分条例改正が提案されるのだと思うのですが、そういう計画、その後の郡市民に対する説明、あるいは実施に至るまでの経過についてご説明を願います。

(4)、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の下で、市民の生活が苦しくなっています。基本料金免除等減免措置を実施することはできないか伺います。ここのところでは、埼玉県内でももう幾つもの自治体が基本料金については免除するというを表明し、実施されているところもあります。この秩父郡市広域ではそれができないのかどうかということをお伺いいたします。

2番。2番は、5月29日の臨時議会における冒頭の管理者の挨拶の中身について質問するものであります。ここのところを若干説明しておきますと、昨年経営審議会から料金統一に向けて48%の値上げが必要であるという答申がなされました。その後理事会で検討していただいた結果、統一料金については秩父市の料金体系にするという表明が行われました。それを受けて、5月29日の臨時議会で、これから読み上げますが、以下のような挨拶を管理者がされました。その中身について、またその関連について、あるいは影響について等を伺うものであります。

(1)、5月29日の臨時議会における管理者の挨拶で、水道事業統合後の大きな事業として、水道料金統一に向けて動き出したところでございますが、去る5月15日の組合理事会において、新型コロナウイルスの影響による経済状況を勘案いたしまして、住民の皆様のご負担を抑える施策として、組合全体の料金体系については統一いたしますが、横瀬町、小鹿野町では先送りする方向で意見が一致したところでございますとの発言がありました。発言の意味するところを具体的に説明

してください。

(3) 番は、昨年10月12日に秩父を襲いました台風19号の別所浄水場の土砂崩落、地域浄水場の存続について伺うものであります。

(1) 番、別所浄水場西側斜面の土砂崩落に関し、国の査定、補助金、復旧工事の見通しについて伺います。先ほど3番議員の質問に関しても一定の説明が行われておりますし、補正予算のところでも提案をされておりますので、もし関連がありましたら説明をお願いしたいと思います。

(2) 番、豪雨、地震などの激甚災害が頻発しています。橋立、別所の基幹浄水場のみに依拠することは防災上心配があります。小鹿野浄水場をはじめ、地域の主要浄水場を整備、存続させることが重要と思われませんが、見解を伺います。

(4) 番、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における救急隊員の安全確保についてです。

1番、マスク、防護服、フェースシールド等の保有状況は心配ないか伺います。(1)につきましては、先ほどの3番議員の説明の中で一定期間は対応できるというご回答がありました。また、管理者からは、必要があれば専決でやるか、補正で組むか、あるいは来年度予算まで含めて予算をつくるという趣旨のご回答がありましたので、3番議員への回答と同じですというふうにお答えいただいて結構です。

(2) 番、この間の緊急出動、救急車出動に際し、新型コロナ感染症が疑われるような事案がなかったか伺います。

壇上での質問は以上ですが、ご回答よろしくお願ひいたします。

**議長(四方田 実議員)** 16番、出浦正夫議員の質問に対する答弁を求めます。

管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

**久喜邦康管理者** それでは、私のほうに答弁を求められました私の挨拶についての内容等々説明してほしいということに対して答弁をいたします。

今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴います秩父地域の経済的損失は、想像をはるかに超えるものとなりつつあると実感しているところでございます。そして、先の見えない状況は、大変残念ながらこれからもしばらく続くものと思われまます。しかしながら、このような状況を行政を停滞させることなく一步一步前へ進めていくということが我々に課せられた使命であると考えております。

今回の水道料金の統一は、過去、現在、そして未来へと秩父地域における水道事業を存続するためには、やり遂げなければならない事業であると考えています。一方で、統一によりほとんどの方が料金値上げになる。横瀬町、小鹿野町の住民にとっては、このような状況下での水道料金の負担増について、横瀬町長さん、小鹿野町長さん、また組合理事との協議で、統一料金の適用を先送りするという決めで決められた、話し合われたところでございます。その内容を申し上げた次第でござ

ございます。つまり、コロナ禍で大変厳しい状況であるので、この値上げのある両町に関しましては、水道料金を先送りし、その分を町のほうで負担していただくという内容でございます。そういうところで、その期間は6か月間ということでございます。今回のコロナ禍における限定的な措置としてご理解いただきたいと存じます。

以上です。

**議長（四方田 実議員）** 水道局長。

（柴岡康夫水道局長登壇）

**柴岡康夫水道局長** 出浦議員のご質問にお答えいたします。

大きい項目の1番、水道料金について順次お答えさせていただきます。初めに、(1)の議員の皆さんに対する説明日程、内容についてでございますが、今回の水道料金統一につきましては、令和2年2月19日の全員協議会におきまして、久喜管理者より水道事業経営審議会における答申内容は尊重するものの、住民生活、企業活動に及ぼす影響を最小限に抑えるとともに、同一事業体における料金統一を推し進めるため、現在の基準料金体系である秩父市の料金体系に統一することで理事間の意思決定がされた旨をお伝えさせていただきました。

また、本年4月15日より1か月間のパブリックコメントを実施いたしまして、公開資料、結果の報告を水道局より組合議員の皆様にご提供させていただいたところでございます。さらに、現在調整段階ではございますが、先日の全員協議会でお伝えしました本年9月29日から10月16日の間に予定しております住民説明会の開催前に、組合議員の皆様に対しましては料金改定の概要、住民説明会でお話しする内容等のご説明をさせていただきたいと考えているところでございます。その後、本年11月定例会におきまして、料金統一に係る給水条例の改正案を提出させていただく予定でございます。

次に、(2)、市民への説明会の計画について、それと(3)、料金統一に至る日程についてでございますが、関連がございますので、併せてお答えさせていただきます。

以前皆様に提供させていただきました資料に、本年6月から7月にかけて住民説明会の計画をお知らせしておりましたが、今回の新型コロナウイルス感染拡大による影響を考慮しまして、開催の延期をしている状況でございます。しかしながら、水道料金という住民生活に直結した公共料金の統一であること、また住民の皆様のご理解をいただくためにも説明会は行うべきと考えまして、埼玉県における緊急事態宣言が解除されたことを受けまして、住民説明会の開催を再度計画してございます。

7月15日の全員協議会でご報告させていただいたとおり、9月29日より10月16日までの期間で、各市町1会場、合計5回の開催を計画させていただいております。ただし、住民生活、地域住民の皆様のご健康を守る観点から、今後も新型コロナウイルスの拡大状況を勘案しまして開催について判断してまいりたいと考えております。

その後、先ほど申し上げました11月定例会に給水条例改正案の提出をさせていただき、定例会において可決をいただきますと、令和3年4月1日より統一料金が施行されるということになります。先ほど管理者からもありましたが横瀬町と小鹿野町におきましては統一料金の適用を6か月間、10月1日まで先に送る予定でございます。

次に、(4)、コロナ禍における基本料金免除等の減免措置についてでございますが、今回のコロナ禍におきましては、収入の減少等、経済的影響を受けておられる方は多数いらっしゃるかと存じます。しかしながら、現在水道料金が統一されていないこと、また水道を利用されていない未給水地区にお住まいの方も存在することから、減免等の措置を平等に実施することは大変厳しい状況であることをご理解いただきたいと思います。この件につきましては、理事会においても確認をいただいております。

しかしながら、一時的に水道料金等のお支払いが困難な方に対しましては、支払いの猶予ですとか分割納付などについて、制限を設けることなく水道局では対応しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大きい項目の3番、台風19号による別所浄水場の土砂崩落、それと地域浄水場の存続についてお答えさせていただきます。初めに、(1)、別所浄水場の西側斜面でございますが、初めに国の災害査定につきましては、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課の査定官が2名、それと財務省関東財務局理財部の立会官が2名、埼玉県生活衛生課の随員が2名、合計6名の職員に査定に来ていただきまして、令和2年の8月、来月8月17日月曜日から21日の金曜日の5日間が予定されてございます。

次に、補助金でございますが、台風19号の被災地については激甚災害とされておりますので、3分の2の補助率であると伺っております。また、復旧工事の見通しについてでございますが、年度内完成を目標に準備しているところでございます。補正予算のところでも説明させていただきますけれども、別所の災害につきましては補正で7億2,280万円計上させていただきます。

次に、(2)の地域の主要浄水場の整備、存続についてでございますが、今までの一般質問の答弁でもお答えしてございましたとおり、基本構想、基本計画に沿って事業を進めてまいりたいと考えておりますので、今のところ計画の変更はございません。ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 消防本部次長。

(小茂田 浩消防本部次長兼危機防災管理監兼消防署長登壇)

**小茂田 浩消防本部次長兼危機防災管理監兼消防署長** 出浦議員のご質問についてお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大下における救急隊員の安全確保について、(1)、マスク、防護服、フェイスシールドの保有状況でございますが、黒澤秀之議員の質問の答弁と同様でございますので、

よろしく願い申し上げます。

次に、(2)、新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者の救急搬送事案についてでございますが、令和2年1月27日の1件目の事案から7月13日までに30件ございます。このうち11件は転院、または一旦収容後の転送によるものであり、19件が消防により新型コロナウイルス感染症が疑われた事例でございます。感染が疑われる患者の要件となる発熱または呼吸症状があり、感染確定者と濃厚接触歴がある者、37.5度以上の発熱、かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に感染症流行地域に渡航、居住していた者、またこの者と濃厚接触歴がある者、さらに発熱、呼吸器症状があり、ほかに情報が得られず、感染症の疑いを否定できない者も含まれてございます。なお、この中でPCR検査の実施は14件ございましたが、結果は全ての方が陰性でございました。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 16番、出浦正夫議員。

**16番（出浦正夫議員）** 16番、出浦です。それでは、順次再質問をしてみたいです。

まず、1についてですけれども、先ほどのご答弁で住民説明会9月29日から始まるのですけれども、その前に議員にも説明をするというお話でしたけれども、もし日程が決まっていればお教え願いたい。

それから、そもそもこの住民説明会なのですけれども、この目的はどういうことなのか。例えばこういうふうな案で実施をしますよと一方的に住民に説明をするだけなのか。それとも住民の疑問だとか、願いだとか、声だとか、そういうのも吸い上げて水道行政に反映しようとするものなのか、値上げ幅なども含めて、そういう立場での説明会なのかどうか。

それから、説明会に関してなのですけれども、全体の回数が全部で5回というのは、この広い秩父郡市の中でいかにしても少ないのではないかなと思うのです。本当に住民の皆さんに詳しく理解してもらいたいというのであれば、もっと会場も小まめに取って、親切に説明をするべきではないかなというふうに思うのですけれども、会場数を増やすことはできないのか。また、その会場には、コロナの影響もあって、入場制限などもあるようですけれども、そういうことも含めて、もうちょっと会場を広くして、多くして説明をするということはできないのかなというふうに思います。

それから、当日の時間配分なのですけれども、各会場とも午後7時から8時というふうになっています。前、広域化を実現するときの説明会なんかでも、説明時間が40分も50分かかって、住民が説明する時間が極めて短かったというような例もあるのですけれども、この7時から8時というふうに限定しなくてもいいのではないかなと私は思うのです。ある程度の説明は必要ですし、それに対する住民側の分からないことを聞く、あるいは自分の思いを述べるなどの時間は一定時間確保しなくてはならないというふうに思うのですけれども、この時間配分について伺います。

それから、(3)ですけれども、料金統一は次の定例会で条例改正を提案されるということなのですけれども、それが通るか通らないかは議会次第なのですけれども、その後の住民に対する啓蒙

だとか、こういうことになったというお知らせなどはどういう形でやっていくのか伺います。

それから、(4)の減免措置なのですけれども、埼玉県内でもかなりの自治体が減免をしているわけですが、先ほどのご答弁ですと、料金統一がされていないという理由と、それから水道の利用者は全てではないという理由で難しいということなのですけれども、各自治体の首長さんたちのコロナに対する施策を見ていると、もし水道が単独であれば、必ず何らかの減免措置をされたというふうに思うのです。国の2次補正のお金もあるわけですから、それぞれの自治体でそれぞれに補正予算を組んで、それぞれの自治体が基本料金分これだけを出しますよということをやれば減免措置ができるのではないかなというふうに思うのですけれども、何かできない理由がよく分からないのですけれども、そのところを再度お願いいたします。よろしく申し上げます。

**議長（四方田 実議員）** 水道局長。

（柴岡康夫水道局長登壇）

**柴岡康夫水道局長** 出浦議員の再質問にお答えをいたします。

まず初めに、日程につきましては、現在調整中でございます。

次に、説明会の目的でございますが、住民の疑問や声、願いということでしたが、疑問や声、疑問等には説明会の中で丁寧にお答えさせていただきたいと思っております。また、声につきましても受け止めさせていただいて、できるだけ内容説明をして、ご理解をいただくように考えてございます。お願いについても同様でございます。

それと、説明会の回数でございますが、コロナ禍の影響もございますので、感染リスク等を考慮しまして、5回ということで設定させていただきました。また、説明会に都合のつかない方におきましては、広報紙、水道だよりですとか各市町の広報紙、またちちぶFM、おもてなしTV等も活用させていただきまして広報させていただきたいと存じます。あと、会場を増やせないかということも、先ほどのコロナの関係で、感染リスクを考慮しまして5回ということでございます。

それと、説明時間の配分でございますが、当局、こちら事務方の説明といたしましては30分以内程度を今考えてございます。各市町の首長の挨拶を先にいただきまして、その後、説明、その後質疑応答ということで、1時間の中で説明をさせていただきたいと思っております。

次に、大きい3番の次の定例会の後の議決後の住民への周知でございますが、今までと同様、広報紙やおもてなしTV等を活用させていただきまして、周知徹底をさせていただきたいと存じます。

それと、減免に関してでございますが、先ほど申し上げましたとおり、公平性の観点から、理事間との意見も一致しているところでございます。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 16番、出浦正夫議員。

**16番（出浦正夫議員）** 16番、出浦です。

この説明会の会場については、やる気になればさらに増やせるのだと思うのです。それをコロナ、

コロナとおっしゃるけれども、コロナもそれは危険ですけれども、水道事業をきちんと説明するというのも、それは一方で非常に大事なことだというふうに思うのです。特にこの秩父市なんかは、広い秩父市の中で、伝承館1か所ということなわけでしょう。少なくとも合併前の自治体に1か所ずつぐらいは本当はやるべきだというふうに私は思うのですけれども、そういうご努力というのはできないものですか。

それから、減免措置なのですから、何か不公平だというふうにおっしゃるのだけれども、コロナの対策で、全ての人に行き渡る対策というのはなかなか難しいのです。10万円の特別給付は全ての人々に行き渡りました。また、小鹿野町で全ての住民に1人3,000円の食事券というのを配布をしていただきましたけれども、これは全てに行き渡りました。だけれども、全てに行き渡るという施策はなかなかないのです。そういう意味で言えば、この水道減免というのは全てではないけれども、98%ぐらいの人はその対象になるわけですから、ぜひ私は首長さんたちが協力して、これできないかというふうに思うのですけれども、これはどなたに聞いたらいいのかな。局長さんではないね。だから、管理者に伺いたいと思いますが、よろしくお願いします。

**議長（四方田 実議員）** 水道局長。

（柴岡康夫水道局長登壇）

**柴岡康夫水道局長** まず初めに、回数、または会場の数、合併前の自治体で行えないかという件でございますが、やはり感染リスク等を考慮しまして、今第2波、また第3波等のリスクもございますので、現在の1市4町で各1会場ということでご理解をいただきたいと存じます。

また、減免につきましては、先ほど申し上げましたとおり、各理事間でも合意、確認をいただいていることですので、ご理解をいただければと存じます。

**議長（四方田 実議員）** 16番、出浦正夫議員。

**16番（出浦正夫議員）** 今ご答弁で、無理だというお話なのですけれども、きめ細かくやったほうがいいし、減免についてもぜひ検討するべきだというふうに思いますので、思いだけ述べておきます。

続いて、(2)番の5月29日の管理者の発言に関わっての再質問なのですけれども、確認も含めてなのですが、こういうふうに理解をしていいのかどうか伺います。

まず、経営審議会から48%の値上げ答申が出された。これは理事会で検討していただいた結果、大幅値上げで無理なので、秩父市の料金に統一料金体系としては統一するけれども、採算ラインの最低値上げ分である17.91%分については、これは各自治体から秩父市料金との差額分については、まず拋出をしてもらおうと、こういう確認でいいのか。秩父市料金の17.91%ということになると、供給単価でいうと1立方メートル当たり219円19銭という計算になると思うのですけれども、現在の秩父市の供給単価が185円90銭ですから、その差額分を各自治体が出すと。まず、こういうふうに理解をしていいのかどうかというのが1点です。それがまず1点です。

その金額は、計算上は1年間だという、3億6,000万円ぐらいになるだろうというふうに言われ

ているのですが、この3億6,000万円を各自治体別に配分すると、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町はそれぞれ幾らずつぐらいの分担になるのか、もし水道局で計算してありましたらお答えを願いたいと思います。

それから、横瀬と小鹿野町の先送りについてです。先ほど管理者から6か月間を考えているというふうにおっしゃいましたけれども、6か月間は現行の横瀬、小鹿野の料金で4月から9月まではいくということなのだと思うのですけれども、そうするとその秩父市料金との差額分が生ずると思います。この差額分については、それぞれの自治体から水道局のほうに補填をするというふうに理解を正しいのか。

それからもう一点は、それに関わってですけれども、今までは統一料金になったら各自治体別に料金を変えろということは難しいというような、そういう趣旨の説明を受けてきたのですけれども、今回こういう措置ができるということは、論理的にはですよ、話の筋としては、ではもし小鹿野町が1年分の拠出をします、あるいは横瀬町もそうしますというふうになった場合には、この6か月ではなくて1年間猶予するというのも私は論理的には可能だというふうに思うのですけれども、管理者としてはそれは可能だというふうにお考えかどうか。その点について伺います。

**議長（四方田 実議員）** 水道局長。

（柴岡康夫水道局長登壇）

**柴岡康夫水道局長** 出浦議員の再質問にお答えいたします。

値上げの関係で、17.91%に平均改定率、これ満たない分につきましては、各1市4町から一般会計により補填をしていただきます。先ほど出浦議員申されましたとおり3億6,000万円、毎年の差額になると思います。差額につきましては、今現在調整中でございますので、金額等々まだはつきりしてございません。

それと、6か月間の先送りの横瀬町、小鹿野町の関係でございますが、この差額につきましてはの補填は、やっぱり一般会計からの補填ということでございます。それと、さらにそれを伸ばせないかということでしたが、それは公平性の観点から非常に難しいということで判断させていただいております。例えば多く使った人が得をしてしまうですとか、料金が隣の、例えば沢を挟んだ向こう側とこちら側で同じ水道局の水を飲んでいて料金が違うですとか、そういうことが起きますので、公平性の観点から難しいと考えてございます。ご理解をいただきたいと存じます。

**議長（四方田 実議員）** 16番、出浦正夫議員。

**16番（出浦正夫議員）** その6か月間の延長の件ですけれども、これは私は、そういうふうに公平性の観点からという、6か月間だけ減免するというのもこれはまた、ちょっとそういうふう言うとおかしいのではないかなと思うのです。さらにそれぞれの自治体が出せばできるだろうというふうに私は思っているので、ぜひやってもらいたいというふうに願いを述べております。

それから、再々質問なのですけれども、基本料金に関わってです。秩父市の水道料金の統一料金

の基本体系にするということは、私が言うまでもなく明らかなのですけれども、他の横瀬、小鹿野、皆野、長瀬の団体、これは基本料金の中に20立方メートルの使用料を含んでいます。この考えを水道行政の中で、なぜそういうふうに基本料金の中に一定水量を含むという考えができたかという、言うまでもなく我々生物は水なしには生きられません。まして私たち人間は、3日間ぐらい水を飲まないでいれば、大体命が絶えるというような、そういう貴重なものであります。したがって、基本的人権あるいは社会福祉という観点から、一定量の水については基本料金の中に含めるという考え方で成り立ってきたのだというふうに思うのです。また、水道行政考えるに当たっては、一定水量については、つまり命を維持できるような一定水量については無料にするべきだというふうに考えている方もいるわけです。

そういう中で、秩父市は基本料金プラス1立方メートル当たり幾らで、20立方メートルまで、40立方メートルまでって若干の差がありますけれども、外に料金体系があるわけです。ということは、たくさん使う人も少なく使う人も基本料金だけをみんな払うということになると思うのですけれども、この前管理者が統一料金を秩父市の料金体系にするというときの説明に、この秩父1市4町の料金のばらつきを見ると、ちょうど秩父市の料金が真ん中辺だから、これにするということになったっておっしゃったのですけれども、同じように考えれば、秩父市だけが基本料金が別で、あとは従量制でという体系になっております。他の4町は基本料金があって、その中に20立方メートルまでが入っていると、こういう仕組みになっているわけですよね。だからその考えでいけば、では基本料金の中に秩父市の方の分も20立方メートルなら20立方メートルまで含むべきだという考えを取ったほうがいいのではないかなというふうに思うのですけれども、なぜできないのか。多分水道行政全国的に見れば、従量制を取っているところが多いからというようなことになるのかもしれませんが、やっぱり基本的な水は命の水だから、基本料金の中に含むという考えも非常に私は重要だというふうに思うので伺うのです。

それから、実際の料金のことについてなのですが、13ミリで水道を供給されている方が秩父郡市の中では圧倒的に多いわけですね。一般家庭ですけれども、全体では24万3,195件というふうに伺っているのですけれども、その方が13ミリで供給を受けている。率でいうと92.3%だというふうに伺っているのですけれども、この料金改正に伴って、特に皆野、長瀬では大幅に下がるという宣伝がされているのですけれども、全部下がるわけではないと思うのです。

私もいろいろ調べてみましたら、一番の矛盾は2か月で20立方メートル使う方。どんな家庭かという、ごく簡単に言うと単身者で、ほとんど家を留守にしているような、そういう契約者、あるいは1人、2人の老人世帯などです。こういう方のところに、私は矛盾が一番行っているというふうに思うのです。

例えば2か月で20立方メートル使用する場合です。横瀬町では現行が2,600円、この秩父市の料金体系で計算すると、760円プラスになって、3,360円となります。値上げ率は29.23%です。小鹿

野町では1,900円。新料金体系になると1,460円プラスされて、3,360円となります。値上げ率は76.84%です。皆野、長瀬は全部下がるのかなと思って、私子細に調べてみましたら、実はこの20立方メートルを2か月間で使う方は、現行だと3,000円です。基本料金のみです。ところが、新料金になると360円プラスされて、3,360円というふうになります。値上げ率は12.00%。こういうふうなのがなぜ起こってくるかという、基本料金の中に一定水量を含まないということになるからこういうことが起こってくるわけで、ぜひそういう点からも、料金体系の中に、その基本料金の中に一定水量を入れるべきだというふうに思うのですけれども、そういうお考えはないのかどうか伺います。

**議長（四方田 実議員）** 水道局長。

（柴岡康夫水道局長登壇）

**柴岡康夫水道局長** 出浦議員の再々質問にお答えいたします。

基本料金の中に20立方メートルを含めることはできないかということでございますが、これ経営審議会でも議論されてきたことございまして、水道局の経営の脆弱性をどうにか打開するという方向で全国的に、電気料金もそうですけれども、基本料金と使用した料金、従量料金という別々に設定がされてございます。ご理解をいただきたいと存じます。

**議長（四方田 実議員）** 16番、出浦正夫議員。

**16番（出浦正夫議員）** 16番、出浦です。

無理だというお答えなので、もうこれ以上言いませんけれども、私は命の水という観点は忘れてはならないというふうに思っているところであります。

続いて、（3）番の台風19号による別所浄水場の関係なのですけれども、先ほどご答弁がありましたけれども、8月に厚生労働省ほか係の方がおいでになって、査定を行うというお話なのですけれども、補正額を組んでいただいておりますけれども、この補正額で、7億2,280万円の工事費が補正で提案されていますけれども、これで土砂崩落の復旧にかかる費用というふうに理解をしているのか。

また、この金額の3分の2が、厚生労働省の検査が通ればの話ですけれども、補助額となるのか、そのところをお願いします。

それから、併せて激甚災害の場合には、国交省なんかの場合には9割補助というふうになっているわけです。道路だとか、そういうものは。前の議会のときに、管理者にどうしてほかは9割負担で、この厚労省の激甚災害の補助金だけが3分の2なのか、ちゃんとそれはおかしいって国に意見言ってもらいたいというふうに申し上げたのですけれども、その場はどのような経過があったのか、そこも併せてお願いをいたします。

それからもう一点、その下に書いてある排水施設関連工事委託料路面復旧500万円、この費用は西側の今非常に露出して配管してあるあれの補修費というふうに考えていいのか、あるいはさきの

7億2,280万円の中に管路の補修費まで入っているのかどうか、そのあたりを併せてご説明願います。

**議長（四方田 実議員）** 16番、出浦議員に申し上げますが、今の補正に関するのは議案の中に出てきますので、そのときに議論していただければと思うのですが、それでよろしいでしょうか。お願いします。

16番、出浦正夫議員。

**16番（出浦正夫議員）** それで結構です。

では、今の質問はなかったことにして、再質問をいたします。この復旧方法なのですけれども、かなり大規模な土砂崩落でして、土木工学の専門家に言わせると、一たび動き出した地すべりというのは、なかなか人為的には止めることが難しいというふうに言われております。あそこの崩落した地盤を見ると、非常にもろい泥岩のような岩で、崩落後ももうぼろぼろ、ぼろぼろ崩れて、泥状になっているのが実情です。したがって、あれを止めるためにどういう工法で工事をされるのか、設計上はどのような形になっているのか、そこをお願いいたします。その工事を行えば、再崩落の危険というのはあるのかないのか、一度工事をしました、また崩れましたということでは非常に困りますので、その問題について伺います。

それから、併せて西側の地上に今はわけてある配水管ですけれども、非常に極度に曲がりくねっておりまして、破断するのではないかなと素人考えには思うことなのですけれども、あそここのところはというふうに関後処置をされるのか、併せてお願いします。

**議長（四方田 実議員）** 水道局長。

（柴岡康夫水道局長登壇）

**柴岡康夫水道局長** 出浦議員の再質問にお答えいたします。

別所浄水場の法面の復旧方法でございますが、アンカー工法を対応させていただきたいと思えます。よくダムの右岸、左岸にアンカーを、受圧板に対して、下の岩までボーリングをしまして、そこにピアノ線を入れてコンクリートで固める。それで、ピアノ線を引っ張って、受圧板で止めるというような工法でございます。この工法をしますと、ほぼ永久工法ということで、もう山が動かないような、山の動くであろうボリュームに対して、そのアンカーの強度等を計算して工事をしますので、安定するという工法になると思えます。

それと、現在の仮に置いてある配水管でございますが、既にこれは繰越しの予算で発注してございまして、工期が6月23日から10月30日までということで、浅見設備工業へ発注してございまして、間もなく工事が始まるものと思えます。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 16番、出浦正夫議員。

**16番（出浦正夫議員）** 16番、出浦です。3に対する再々質問を行います。

(2) ですがけれども、もう何回も私これについては質問をしていて、橋立と別所の浄水場を基幹浄水場として、幾つかの浄水設備についてはもう取り壊すのだという基本方針でおられるわけですが、この間の別所の土砂崩落も含めて、異常な激甚災害が頻発しているという、こういう事態の中で、当初基本計画で決めたからこのままで何が何でもいくのだという姿勢は、私はいかかなものかなというふうに思うわけです。今回のこの7月豪雨の中でも、基幹浄水場が壊れたけれども、古い浄水場があったおかげで、そこを修復して急場をしのいだという例もあるわけですから、かたくなに基本計画の中にあるから、何が何でもこれでいくのだという姿勢は、私は改められたほうがいいのではないかと考えているところですが、これは小鹿野町民の願いでもありますので、どうしても何が何でも壊すのだというふうに言い張られるのなら、そういう考えは間違っているとしか言いようがないのですけれども、再度考えを変える、あるいは計画を変えるという必要性についてはお感じになられないか伺います。

**議長（四方田 実議員）** 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

**久喜邦康管理者** 出浦議員の気持ちというのはよく分かっており、そのご主張も今までずっとぶれないで来られているということもよく分かっております。ただ、ここに至る経緯というのがいろいろ議論があって、そういう中で、料金の統一を秩父市を基準にして、それで進めていくという、そういう議論が長い期間あって、そういう合意の下でこれが進んできたことであって、小鹿野はこうなのだからこうなのだという、そういうふうなご主張をされるのは、小鹿野から選出された議員としてはそうなさるかもしれませんが、全体として私は考えており、秩父地域全体の広域水道というのはこういう在り方なのだという、料金を統一して、そして施設を基本計画どおりに改修していくという、そういうスタンスでいるということは、ぜひ計画どおり進めるということでご理解いただきたいと思います。

**議長（四方田 実議員）** 16番、出浦正夫議員。

**16番（出浦正夫議員）** その件については理解はできませんけれども、管理者の主張は承りました。

続いて、(4)番、コロナの関係ですが、先ほど3番議員のご質問で、当座の防護服等の資材はあるというお話でしたが、この後専決でやるか、補正でやるかというようなお話もありましたが、実際にこの感染が拡大してからですと、この前みたいにやっぱり資材が足りなくなったというようなことがあるかなと思いますので、ぜひ早めにご準備をお願いしたいというふうに思います。これはお願いです。

(2)番なのですが、先ほど新型コロナウイルスの感染が懸念される例が30件ほどあった。そのうち14件については実際に検査もして、幸い陰性だったというお話がありました。ただし、検査は陰性だと分かるのは後のことでして、隊員の皆さんにとっては、交通事故であったり、あるいは心疾患、脳疾患など、全くこの方がどういう経過でこの病気になったかとか、場合によっては一

切説明ができないとかというようなこともあって、感染リスクというのは非常に高いのだと思うのです。今のところ、幸い隊員の皆さんには感染はないようですけれども、ぜひ十分な注意をしていただきたいというのは、これはもう心からの願いです。

1点だけ。先ほど黒澤議員も触れておられましたけれども、もし隊員が感染されれば、1つにはそのご家族にすぐ影響が出ますし、それから秩父郡市の救急搬送の体制にも影響が出るわけです。いろんな場合を勘案して、隊員の皆さんに対する危険業務手当のようなものというのはつくれないのか。私は、この感染リスクがあるということを承知しながら活動されている方は、精神的にも非常に負担を負いながらお仕事をされているのだと思うのです。ですから、そういう意味も含めて、一定の報償金というか、手当というか、そういうものを私は広域としては検討するべきだというふうに思いますけれども、お考えがあるかどうか伺います。

**議長（四方田 実議員）** 消防長。

（町田 進消防長登壇）

**町田 進消防長** 出浦議員の再質問にお答えします。

先ほど3番、黒澤議員から防疫作業手当の支給というご質問がありまして、答弁させていただきましたが、他の自治体によっては、救急業務の感染業務に従事した救急隊員に防疫手当の支給を始めている自治体もございます。当消防本部におきましてもその点調査研究いたしまして、必要があれば同様の措置を取る方向で考えております。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 16番、出浦正夫議員。

**16番（出浦正夫議員）** ありがとうございます。

一般質問を終わります。

**議長（四方田 実議員）** 16番、出浦正夫議員の一般質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時09分

**議長（四方田 実議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（四方田 実議員）** これより議案審議に入ります。

議案第14号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(柴岡康夫水道局長登壇)

**柴岡康夫水道局長** 議案第14号 令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

別冊の水道事業会計決算書によりご説明申し上げます。お手元の冊子を御覧いただきたいと存じます。最初に、決算書の2ページを御覧いただきたいと存じます。2ページから5ページは、水道事業決算報告書でございます。これは、款項に区分した各予算科目について、予算額とこれに対応する決算額を示したものでございます。これらの金額には消費税及び地方消費税が課税されるものについては、全てその相当額を含んだものとなっております。

まず、2ページ、3ページは、収益的収入及び支出の決算でございます。収入の決算額は、第1款水道事業収益の欄、決算書のとおり31億9,784万6,377円でございます。その内訳でございますが、第1項営業収益23億9,307万5,992円、第2項営業外収益8億460万7,659円及び第3項特別利益16万2,726円でございます。

次に、支出の決算額、第1款水道事業費用の欄、決算額のとおり28億471万6,919円でございます。その内訳でございますが、第1項営業費用26億7,861万7,941円、第2項営業外費用1億2,569万6,257円、第3項特別損失40万2,721円でございます。

2ページの欄外、下段に記載のあります収益的収入及び支出における注記事項でございますが、災害復旧に係る営業費用に充当するための企業債780万円を借り入れてございます。また、災害復旧に伴う施越事業9,029万2,554円につきましては、国庫補助金、令和元年度同意済み企業債の未発行分の自己資金をもって翌年度において措置するものとし、災害復旧に伴う未払い相当分708万700円につきましては、令和元年度同意済み企業債の未発行分、自己資金をもって翌年度において措置するものとしております。

次の4ページ及び5ページは、資本的収入及び支出についての決算でございます。これらの金額につきましても、収益的収支の決算と同様に、消費税及び地方消費税の相当額を含んだものとなっております。収入の決算額は、第1款資本的収入の欄、決算額のとおり18億1,240万9,500円でございます。内訳でございますが、第1項企業債4億20万円、第2項出資金7億1,410万4,000円、第3項他会計負担金3,357万3,500円、第4項県費補助金6億6,453万2,000円でございます。

次に、支出の決算額でございますが、第1款資本的支出の欄、決算額のとおり30億1,656万3,882円でございます。内訳でございますが、第1項建設改良費23億615万79円、第2項企業債償還金3億9,886万2,961円、第3項割賦購入償還金3億1,155万842円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額12億415万4,382円につきましては、4ページの欄外に記載のとおり、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整

額、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金により補填いたしますが、そのうち災害復旧に伴う施越事業930万2,700円につきましては、国庫補助金、令和元年度同意済み企業債の未発行分企業債、損益勘定留保資金をもって翌年度において措置するものとしております。

次の6ページでございますが、水道事業収益計算書でございますが、令和元年度における水道事業の経営を明らかにするため、年度中に発生しました全ての収益及び費用について、消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた額、いわゆる税抜き金額を記載したものでございます。

上から11行目でございますが、営業損失でございますが、3億9,261万5,851円、営業収益から営業費用を差し引いた営業収支では赤字ということになってございます。これは、料金収入では営業活動に伴う経費を賄えず、営業収支では黒字を計上できなかったものでございます。

ここで注意が必要なのは、中段でございます3、営業外収益の(4)、長期前受金戻入3億6,551万1,484円でございます。長期前受金戻入につきましては、昨年度も注意いただきたい点としてご説明させていただいたとおりでございますが、これは平成26年度からの公営企業の新会計制度により記載が求められたものでございまして、過去に受けた補助金を各年度に分割して収益計上することとなったものでございまして、現金収入を全く伴わない収益であるため、見かけ上の収益と言えるものでございます。

次に、下から4行目、当年度純利益2億4,558万3,949円、黒字となっておりますが、これは先ほど説明いたしました長期前受金戻入の3億6,500万円余りが計上されているためでございますが、従来の会計制度ではこれだけの黒字は計上できませんでした。幾ら見かけ上の利益が計上されていても、施設の改修に必要な現金が増加しているわけではございませんので、この点を踏まえ、慎重な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

この当年度純利益に次の行の前年度から繰り越した利益剰余金4億9,477万1,915円を加え、さらにその下、その他の未処分利益剰余金変動額3億5,840万8,961円を加えたものが一番下の行の当年度未処分利益剰余金10億9,876万4,825円の金額となります。

それでは、令和元年度収支の主なポイントにつきまして何点か申し上げます。同じく6ページを御覧いただきたいと存じます。前年と比較して、決算額に大きく相違がある部分についてご説明をいたします。

まず、収入といたしましては、1の(1)、給水収益が前年度と比較しまして約4,704万円の減額となっております。これは、大口使用者、一般使用者ともに水道使用量が減少したことによるものでございます。支出といたしましては、台風関連の災害復旧事業が発生したため、流入土砂等排出業務委託9,858万円、損壊施設の修繕料1,585万円が増額となっております。

このほか償却対象資産の増加による減価償却費9,219万円の増、令和元年度除却対象資産の減少による資産減耗費3,053万円の減、浦山ダム建設費割賦負担金償還金の繰上償還等による支払利息及び企業債取扱諸費1,695万円の減となっております。

また、施設の維持管理を統一化していくため、定住自立圏事業といたしまして遠方監視装置の導入を計画的に進めるほか、効率的な維持管理のための業務の見直しを図りまして、安心、安全でおいしい水を供給し続ける水道事業の実現に向けた事業を展開させていただきました。

次の8ページから9ページまでは水道事業剰余金計算書でございますが、資本剰余金及び利益剰余金が令和元年度内にどのように増減したか、その経緯を示したものでございます。なお、これらの剰余金の令和元年度末の金額は、11ページの貸借対照表の資本の部に掲載してございます。

次に、8ページに戻っていただきまして、下段、水道事業剰余金処分計算書案につきましてご説明をいたします。先ほどの6ページ最下段の未処分利益剰余金10億9,876万4,825円のうち3億円を減債積立金に、平成30年度に減債積立金として取り崩したことで発生した現金の裏づけのない剰余金3億1,269万9,551円を資本金にそれぞれ処分するものでございます。このうち減債積立金につきましては、処分案を可決していただければ、企業債元金償還の財源として使用が可能となりますので、今後補填財源として使用してまいりたいと考えてございます。

次に、10ページから11ページは水道事業貸借対照表でございます。水道事業の財政状況を明らかにするため、令和元年度の期末時点において保有する全ての資産と負債及び資本について記載したものでございます。

10ページの一番下でございます資産合計は400億682万4,164円、11ページの17行目の負債合計でございますが、161億1,072万8,006円、下から2行目に記載の資本合計は238億9,609万6,158円でございます。

次に、12ページ、13ページは貸借対照表に対する注記、14ページから31ページにかけては水道事業報告書、32ページは水道事業キャッシュフロー計算書、33ページから35ページは収益費用明細書、36ページ、37ページは固定資産明細書、38ページから45ページは企業債明細書でございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上で議案第14号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（四方田 実議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

2番、山中進議員。

**2番（山中 進議員）** 2番です。3点ほどお伺いいたします。

2ページの営業収益で、有収率が少し上がったような気がするのですが、どのくらい上がっているのか。それから、この工事やった努力が認められているということでもいいのか、そういうことを聞きたかったのです。

それから、併せて収納率、収入未済額が増えているような気もするのですが、これはやっぱり…

(何事か言う人あり)

2番(山中 進議員) 書いてあるのは、分かっていることを聞いているのです。何でこういうのできるかどうかというの。がたがた言うのではないよ。誰が払わないかということまで言いませんが、何でこういう収入未済額が増えるのかということを知りたいのです。

それからもう一点、4ページ、企業債。これは、今10年計画でやっていますけれども、これはやっぱり50年計画とはいえ、これ後年度負担になるのではないかという危惧がされるわけです。これから給水人口も減るだろうし、そういう中でどうやって変えていくのか。例えばいい例が、39ページなんか見ると、一番上に5%なんていう、今どき考えられないような利率がついたやつがあるわけです。こうした高い利率については借り換えてということもあるのですけれども、そうしたことも含めてどういう対応を取られているのか、その3点について伺います。

議長(四方田 実議員) 経営企画課長。

(古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇)

古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長 山中議員のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、決算、収入の未済額に関する部分ですが水道料金の未済額につきましては、件数が1,348件、金額では1,419万3,549円、収納率では70.8%でございました。なお、30年度、前年度の同期の過年度分の収入未済額の状況については、1,555件、金額では1,482万8,154円、収納率が69.4%ということでございまして、件数、金額、収納率についても、前年度に対しまして改善しているという形になっております。

改めて申し上げることでございませぬが、水道料金の債権の回収を実現することは、水道事業の上に係る資金繰り並びに水道事業の経営にご負担いただく水道使用の、お客様に対する公平性の観点から不可欠でもございませぬ。今後の水道料金の回収については、精度を上げて努力をしていく所存でございませぬので、ご理解をいただきたいと思ひます。

また、企業債の関係の部分、高い利率があるという話なのですが、これは繰上償還等が可能な借入先については繰上償還を進めるという形での努力をさせていただきます。企業債以外の部分の中の、例えばダムの償還等についても繰上償還をさせていただきます、少しでも利息の削減を図るというような施策は進めておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

以上でございませぬ。

議長(四方田 実議員) 2番、山中進議員。

2番(山中 進議員) 2番、山中です。

分かりました。改善されているということなのですけれども、やっぱりこういうコロナ禍の下、やっぱり大変な人がこれから出てくるので、こういったことも発生するかもしれないので、こういったところはやっぱりきちんと、16番議員が質問していたように減免を考えていくようなこともひとつ考えてほしいなと思ひております。

それから、企業債については努力したのは分かりますが、やはり後年度負担になるのは間違いな  
いわけですから、10年間の工事のうちどんどん借りて、進めようというのではなしに、やっぱりそ  
の辺は考えた形で、後年度に負担が残らないような形で工事を進めていく必要があると思いますの  
で、その辺は慎重に進めていってほしいなと思いますが、その辺の考えはどうなのでしょう。

**議長（四方田 実議員）** 経営企画課長。

（古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇）

**古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長** 水道事業そのものは、先ほども管理者もお話ししたとおり、  
水道の基本計画、基本構想に基づいて事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜り  
たいと思います。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** よろしいですか。

他に。

3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 3番、黒澤です。数点お伺いさせていただきます。

水道会計の決算書の中身ではなくて、決算審査意見書の中に数字が出ていますので、そちらをち  
よっと確認をさせていただければと思います。監査委員の意見書について聞くわけではないので、  
よろしくお願いします。

まず初めに、先ほどの2番議員が有収率の話をちらっと聞いて、答えがなかったような気もした  
のですけれども、水道事業会計決算審査意見書の2ページの真ん中に有収率が書いてあるので、そ  
れについて伺います。総務省の平成30年、C4類型というのですか、この広域に該当する部分です  
が、有収率は全体的に85%ということで、広域水道局の有収率は79.2%、若干は上がっているの  
ですけれども、依然としてこの総務省の数字よりも差があるという状況の中で、令和元年度水道事業  
において、この有収水量改善に向けた取組、工事、その他についてどのようなことを実施したのか。

ちなみに昨年の水道事業会計の決算認定について質疑が、私同じことを聞いていまして、そのと  
きの30年度の有収率改善策のための修繕費用が7,600万円かかっていたと、平成30年度ですね。令  
和元年度が実際この有収率改善のための修繕費用がどのくらいかかっていたのか。この2点につ  
いては、各市町ごとに分かれば、教えていただければと思います。

それから2点目は、先ほど2番議員が収納率についてお伺いをして、答弁もいただいておりますの  
で、収納率改善の向上の観点で、平成30年7月から新しい料金の収納、支払い方法としてペイビー  
を導入していると。この収入未償額を減らす一環として水道局としてはペイビーを導入して、いわ  
ゆるキャッシュレス決済を後押しして支払いをしていただいで、未済額を減らすように改善してい  
ますよという答弁があったのですけれども、秩父市で数年前にキャッシュレス決済の実証実験を行  
うと、ペイペイが90%以上占めていると。キャッシュレス決済ですね。今も、ちょっと話が変わっ

てしまうのですけれども、ペイペイの支払いやっていますけれども、水道局としてこの収納率改善のためにペイビーを選んだわけなのですけれども、現状支払いの件数がペイビーを使ってどのくらいあるのかお分かりか、お尋ねさせていただきます。

**議長（四方田 実議員）** 工務課長。

（田巻政利工務課長登壇）

**田巻政利工務課長** それでは、有収率の改善に向けた取組の部分についてお答えを申し上げます。

有収率改善に向けた取組ですけれども、古い鑄鉄管や石綿管は漏水のリスクが高まっているというふうに考えられますので、令和元年度についてもこれらの管の更新工事を実施いたしました。また、漏水調査業務委託を発注し、目視や音聴調査により個別に漏水箇所を特定し、漏水量の低減に努めました。漏水調査の延長を市町ごとに集計をいたしますと、秩父市が440キロメートル、横瀬町が22キロメートル、小鹿野町が48キロメートル、皆野町と長瀬町は、これは合わせてになりますけれども、33キロメートルの調査を実施しまして、全体としては543キロメートルの漏水調査を実施いたしました。

それから、次に有収率の改善のための修繕費用ということで、平成29年度は約7,600万円でしたけれども、令和元年度はこの費用、漏水修繕工事なのですけれども、送配水管と給水管を合わせて7,062万9,111円でございます。市町ごとの内訳は、秩父市が4,838万5,088円、横瀬町が330万2,260円、小鹿野町が813万6,772円、皆野町が667万5,696円、長瀬町が412万9,295円でございます。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 経営企画課長。

（古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇）

**古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長** 黒澤議員のご質問につきましてお答えさせていただきます。

水道局におけますペイビーの利用状況でございますが、令和元年度におきましては年間301件のご利用をいただいております。令和元年度の納付書の発行件数が4万4,479件でございますので、利用率といたしましては1%満たない状況ということでございますので、今後も利用方法等については、水道だより等を通じ、お客様にお知らせをしてみたいと思います。

また、ペイペイ等の様々なキャッシュレス決済方法等につきましても、引き続き検討をしてみたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 3番、黒澤です。再質問させていただきます。

有収率の改善について、平成30年度が約7,600万円、令和元年度が7,062万円ぐらいだということは分かりまして、ただなかなか総務省が言われている85%までなかなか持っていけない状況、いわゆるどこかで漏れているという状況だと思うのですけれども、昨年のお答弁では本管から各ご家庭の

メーターまで、それからメーターから屋内までの給水管は基本的に個人の資産であると。だから、本管から出た瞬間に、もう個人の資産ですよということであるのですけれども、本管からメーターまでの漏水が1,000件近い状況だったと。要は個人の資産を水道局が直しているということなのですよね。ということをお答えされていました。

本来であれば、本管からメーターまでというのは本管の側ですから、メーターを越さないと水道メーターが回らないわけですし、基本的には本管から漏れているのと同じことになるのですけれども、基本的には本管から出たところから水道メーターを経由して、屋内まではそこのお宅の所有物であるけれども、基本的には水道局が、これまでもメーターの更新に合わせて漏水を直してきて、1,000件近く数字があるということをお答えを聞いておりました。令和元年度につきましては、市町でそういった漏水がどのくらいあるのか、市と町ごとにお聞かせいただければと思います。

**議長（四方田 実議員）** 工務課長。

（田巻政利工務課長登壇）

**田巻政利工務課長** それでは、漏水の修繕の件数についてお答えをいたします。

本管から分岐した先の漏水の件数ということでございますが、令和元年度を集計しますと、トータルで860件でございます。市町ごとの内訳は、秩父市が601件、横瀬町が66件、小鹿野町が87件、皆野町が40件、長瀬町が66件でございます。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 最後の質問になると思うのですが、各市町ごとによいゆる漏水の箇所による修繕費用は発生しているわけでありまして、水道局に対しまして支出金が一般会計からあるのですけれども、この漏水の修繕に関しては各市町からこの件数に合わせてお金を徴収しているのか、はたまた件数に関係なく水道局の出資金がされているのか。要は漏水を直した件数が翌年度の予算に反映されるものなのかどうかをお伺いさせていただきます。

それから、これで最後の発言でありますので、議長に取り計らいをお願いをしたいのですが、先ほどあった過去数年分における市町ごとの漏水に関する修繕箇所、費用の経過を資料として提出を議長の取り計らいをお願いをしたいのですが、よろしくお願いをいたします。

**議長（四方田 実議員）** その資料は、議会終了後でいいですか。

**3番（黒澤秀之議員）** 終了後で大丈夫です。

**議長（四方田 実議員）** それでは、お答えをいたします。経営企画課長。

（古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇）

**古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長** 修繕費に関する各市町の負担に関する内容ですが、現在は修繕費の実績に応じた負担はいただいております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 答弁それでおしまいにしますが、ただいまの資料請求については、当局に資料を求めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、当局に対して資料を要求することに決しました。ちょっと先走ってしまってすみません。

16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦です。6 ページ、給水収益について伺います。

先ほど4,704万円の減額であるというご説明がございましたが、これは給水量が減ったからということになるのだと思うのですけれども、傾向として、これは単年度のことなのか、あるいはこれからこの減少が続いていくのか、その辺りはどういう見通しを持っておられるか伺います。

議長（四方田 実議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇）

古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長 出浦議員のご質問についてお答えさせていただきます。

水道料金の今後の計画の部分でございますが、やはり今年度もそうなのですけれども、給水人口そのものもやはり減りつつあるという状況の中で、どうしても給水水量自体も、いわゆる有収水量と言われる水量についても減少していくという傾向にありますので、今後も減少する計画でございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 秩父郡市の人口は急激に減っておりますから、この収益も減っていくというのは見通せるのですけれども、今年度はさらにコロナの影響などもあって、一層減るのだらうと私は予想しているのですが、この減った部分を補うためには、料金の値上げしか多分ないだらうと思うのです。あるいは工事量を減らすしかないと思うのですけれども、取りあえずは先ほど一般質問でも明らかになったように、17.91%の値上げするというのですけれども、その後の5年間の計画では値上げするというようなことになっていきますけれども、基本的には値上げによって補うという考え方でよろしいのかどうか。

議長（四方田 実議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇）

古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長 議員さんご質問のとおり、今後水道料金で補っていくという形で考えております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(四方田 実議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(四方田 実議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

16番、出浦正夫議員。

(16番 出浦正夫議員登壇)

16番(出浦正夫議員) 16番、出浦正夫です。議案第14号 令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定について反対討論を行います。

そもそもこの水道事業の広域化が始まったのは、厚生労働省の強い後押しを受けて、広域化すれば国から3分の1の補助金が出る、広域化をすれば、ある自治体での説明によれば値下げができるのだ、ある自治体での説明によれば単独でいけば料金が今後何倍にも膨れ上がる、こうした一種の脅かしとも言えるような説明も含めて、広域化をするほうがいかに有利かという説明がなされました。

そして、それから5年間になるわけですけれども、様々な問題が起こりました。一般質問でも明らかなおと、この基本計画については、災害が起ころうが、何が起ころうが、基本計画どおりに進めるといのが水道局のお立場のようですけれども、これは極めて私は硬直した考え方であって、住民の立場に立つ考えではないというふうに考えております。

この間、各自治体は広域化の工事を進めるために、国の補助金と、それに見合う各自治体間の出資金を充ててまいりました。例えば小鹿野町で言えば、この5年間で法定内も含めての話ですけれども、8億円近い金額を一般会計から負担をしてきたわけであります。住民の中には、それだけの金があり、さらに今後それを負担し続けるということになれば、小鹿野浄水場を直してもなおお釣りが来る、こういうふうに考えている町民もございます。

そして、先ほどの一般質問の中でも明らかになりましたけれども、今後料金改定が行われる。来年度は17.91%の値上げということになるわけですけれども、さらに最初の計画で言えば、5年ごとに値上げをするという計画になっております。令和8年には、今の金額に比して177%、令和13年には222%、令和22年には260%の値上げが必要であるという説明がなされております。一方、工事費は年々膨らんで、かなりいびつな形の予算執行、莫大な工事が行われるということが続いております。これを続けるならば、このシミュレーションにあるような値上げをせざるを得ないというこ

とは当然のことになると思います。先ほどの質問でも、この赤字になった部分、収益の減った部分については、水道料金の値上げで賄うというご答弁がありましたけれども、どこまで値上げをするのか、値上がりするのか分からないという状況に私はなるのだろうかと思うのです。

今大切なことは、秩父郡市では人口減少も激しい、またコロナの影響などもあって非常に経営の苦しい事業主、企業もある。こういう事態の中で、安定した水道事業を実現するためには、ここで一回立ち止まって、基本計画の見直しも行う。浄水場の存続も考える、こういうことが必要だというふうに考えております。この決算ではそういうことは全く考えられないで、何が何でも基本計画どおりに進んでいくということが強調されております。これでは秩父郡市の水道事業を未来にわたって安定的に供給することは私は難しいというふうに考えておりますので、本議案は認定することはできません。

よって、反対討論といたします。

**議長（四方田 実議員）** 他に討論はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（四方田 実議員）** 以上で討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり利益処分については可決、決算については認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

**議長（四方田 実議員）** 起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（四方田 実議員）** 次に、議案第15号議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（柴岡康夫水道局長登壇）

**柴岡康夫水道局長** 議案第15号 令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

議案書の2ページを御覧いただきたいと存じます。今回の補正でございますが、令和元年度事業の繰越予算に伴う建設改良費、災害復旧事業費等の追加計上、それとそれに伴う消費税及び地方消費税還付金及び国庫補助金の追加計上により、収入支出見込額の見直しを行うものでございます。

第1条は省略させていただきます。第2条は業務予定量のうち、(4)、主要な建設改良事業について、補正額に基づき記載してございます。

次に、第3条、収益的収入についての補正でございます。収益的収入の第1款第2項営業外収益でございますが、9,704万9,000円を増額するものでございまして、令和元年度事業の予算繰越に伴う建設改良費や災害復旧事業費等の追加計上に伴う消費税及び地方消費税還付金増加分及び国庫補助金を補正するものでございます。

次に、第4条の冒頭の記述でございますが、資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容をそれぞれ項目と金額について補正するものでございます。

次に、その下段でございます資本的収入でございますが、第1款第1項企業債を2億4,090万円、第5項国庫補助金を5億3,383万5,000円増額するものでございまして、災害復旧事業の財源に充てるための企業債及び国庫補助金を増額補正するものでございます。

次に、資本的支出、第1款第1項建設改良費でございますが、7億2,780万円を増額するものでございまして、台風19号により崩落した別所浄水場西側法面及び4系沈殿池の復旧工事のほか、横瀬町姿見山浄水場配水池に係る委託業務の見直しや市道幹線70号線外配水管布設替工事3工区に伴う舗装本復旧工事を増額補正するものでございます。

以上で議案第15号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（四方田 実議員）** 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

16番、出浦正夫議員。

**16番（出浦正夫議員）** 16番、出浦です。

先ほどの一般質問で言いかけた部分の質問をいたします。資本的収入及び支出の関係ですけれども、浄水場関連工事7億2,280万円ですが、これは今ご説明があったとおり別所浄水場の西側部分の崩落箇所の復旧に当たる部分というふうに聞いておりますけれども、先ほどのご答弁で、アンカー方式でやるというお話は何いしました。

一つは国庫補助金なのですけれども、激甚災害ですが、国交省の場合には大体9割なのですけれども、厚生労働省は3分の2だというふうに伺っているのですが、1点目はこの7億2,280万円の3分の2が国庫補助というふうに理解をしいのかどうか。そうだとすると、4億8,818万6,600円が補助というふうな形に計算上はなるのですけれども、まず1点はその補助金はそれでいいのかどうか、そこを伺います。

**議長（四方田 実議員）** 水道局長。

（柴岡康夫水道局長登壇）

**柴岡康夫水道局長** 補助率でございますが、激甚災害ということで伺ってございますので、3分の2の補助がいただけるものと考えてございます。また、査定によりまして範囲が若干縮むとか、そういうことはある可能性もございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 厚生労働省の査定待ちということになるのかなと思うのですけれども、一般質問で言いかけてもう一つなののですけれども、激甚災害の場合には、道路等については9割の補助が出るわけなのですけれども、なぜこの厚生労働省の場合には3分の2しか出ないのか。考え方によっては、まさに水道がなければ命の保持ができないわけですから、同じように9割の補助を、国交省と同じように厚生労働省も出すべきだと思うのですけれども、何で3分の2なのか、たしか管理者に、国の関係機関にそういう意見を述べてもらいたいって申し上げたのですけれども、何らかの理由説明みたいなものはあったのかどうか伺います。

議長（四方田 実議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 確かに厚労省が3分の2というのは、激甚災害9割という枠の中で低いという、私もそういう感じを持っております。いろいろな形で話していきたいというふうに思いますし、向こうからのことというのが、どうもあまり伝わってこなかったというところもありますので、再三押していきたいと思っておりますけれども、いずれにしても、出浦議員におかれましても共産党という看板をしょっておりますので、どうか国のほうにも働きかけていただきたいと。党からお願いいたします。

議長（四方田 実議員） 出浦さん、よろしいですか。

16番（出浦正夫議員） はい、結構です。

議長（四方田 実議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。

私も同じようなことを聞くのですけれども、あそこやっぱり誰が見ても治山事業なのです。水道事業ではないのです。私どもも、先ほどの管理者のほうから、共産党も国会のほうへということで行って、内閣府から、全ての省庁と交渉して、それで埼玉県も激甚災害の指定になったり、それから秩父市でも災害何とかというやつで300万円いただけるようなことになったわけなのですけれども、そういうことをやっています。それは、こっちを入れてもいいのですけれども、やはりあそこは内閣府あたりだとあれなのですけれども、見ればやっぱり治山なのです。これは、水道局がやる仕事ではなくて、県か市がやる仕事なのです。そういうことからすると、どうしてその辺を交渉の先で出せなかったのか、この辺が一番問題だと思うのですけれども、もう言われたとおりしかやらないというのは水道局のあれなのですか、何でもということなのですか。言うとおりにというところ。

議長（四方田 実議員） 水道局長。

（柴岡康夫水道局長登壇）

柴岡康夫水道局長 山中議員のご質問にお答えいたします。

国庫補助の災害の関係ですけれども、国交省の災害のメニューの中で、非常に厳しい、市道が近

くまで通っているのですけれども、その市道が利用率だとか、そういうところが厳しいということで、厚労省の災害しか当たらないだろうということで、水道局のほうで申請をさせていただきましました。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 2番、山中進議員。

**2番（山中 進議員）** 分かりました。申請者があだになったというような気もするのですけれども、やっぱりこれは誰が見たって災害だし、国の事業としてやっぱりきちっと見てもらう必要があるのです。それから3分の2ということで、まあまあ許される範囲だとは思っているのですけれども、やっぱりああいう事業というのは治山事業できちんとしておかないと、次にまた波及するおそれがありますので、その辺をきちんとしてやっていただきたいと思います。

以上です。

**議長（四方田 実議員）** 他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（四方田 実議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（四方田 実議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（四方田 実議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（四方田 実議員）** 総員起立であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（四方田 実議員）** 次に、議案第16号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

(町田 進消防長登壇)

**町田 進消防長** 議案 5 ページをお開きください。議案第16号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本議案は、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

現在秩父消防署南分署に配備されている小型動力ポンプ付水槽車が配備から25年が経過し、老朽化が著しくなったため、災害出場に支障を来す前に更新整備を図りたいものでございます。

今回取得した小型動力ポンプ付水槽車は、乗車定員3人の7トンシャシー級2輪駆動方式で、最大積載容量5,000リットルの水槽を積載し、小型動力ポンプの性能は国家検定B-2級でございます。山間地での林野火災や水利確保が困難な地域での活用が有効でございます。

なお、この取得金額につきましては消費税込みで5,148万円でございます。

この契約につきましては、去る6月4日に10業者による指名競争入札を執行し、埼玉消防機械株式会社が落札をしております。落札率は95.5%でございました。

以上で議案第16号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長(四方田 実議員)** 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

**3番(黒澤秀之議員)** 3番、黒澤です。1点だけお伺いさせていただきます。

南分署ということで、かなり守備範囲が広いのですけれども、財産取得に当たって、事前に管理者提出議案の概要ということで、全員協議会で渡された資料をちらっと目を通させていただきましたが、駆動方式が2輪駆動なのです。最近自然災害、降雪もあつたり、坂道も多かつたりということで、これ2輪駆動で大丈夫なのかというごく単純な質問で申し訳ないのですけれども、お願いをいたします。

**議長(四方田 実議員)** 警防課長。

(千島史久専門員兼警防課長登壇)

**千島史久専門員兼警防課長** 3番、黒澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

車両更新整備の車両選定条件は、管内の山間地を含む道路事情に適した車両サイズ及び水槽容量により車両選定を行いました。現配置車両と同程度の8トンシャシー仕様となりますが、車両艤装等を含む車両安全基準の変更により、車両が大型化し、管内の山間地を含む道路事情に適さない車両サイズとなってしまうことから、7トンシャシー仕様を選定いたしました。

議員ご指摘である車両駆動方式については、4輪駆動方式についても検討をさせていただきましたが、4輪駆動方式の設定が選定した車両にないためや、現車両については2輪駆動方式ですが、

25年間の運行実績から、降雪や山道等での車両運行に困難事例がなかったことなども更新車両の2輪駆動方式を選定した大きな理由でございます。

以上でございます。

**議長（四方田 実議員）** 3番、黒澤議員、よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（四方田 実議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（四方田 実議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（四方田 実議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（四方田 実議員）** 総員起立であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（四方田 実議員）** 次に、議案第17号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

**富田豊彦事務局長** 議案書の6ページをお開き願います。議案第17号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてご説明申し上げます。

埼玉県市町村総合事務組合を構成する鴻巣行田北本環境資源組合の彩北広域清掃組合への名称変更に伴い、同組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の協議により定めることから、同法第290条の規定により提案するものでございます。

以上で議案第17号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**議長（四方田 実議員）** 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（四方田 実議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（四方田 実議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（四方田 実議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（四方田 実議員）** 総員起立であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（四方田 実議員）** 次に、議案第18号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** 人事案件でありますので、私のほうから説明させていただきます。議案第18号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきまして説明をいたします。

本組合公平委員会委員であります浅見雅夫さんについては、本年7月31日に任期が満了となるため、引き続き浅見雅夫さんを議会の同意をいただきまして選任したいため、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づきまして提案するものでございます。

浅見雅夫さんですが、皆野町大字皆野にお住まいです。番地は省略させていただきます。昭和25年3月10日生まれで、満70歳でございます。現在皆野町公平委員会委員も務めていらっしゃいます。

なお、委員の任期ですが、地方公務員法第9条の2第10項の規定により、本年8月1日から令和6年7月31日までとなります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議長（四方田 実議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（四方田 実議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（四方田 実議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（四方田 実議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（四方田 実議員）** 総員起立であります。

よって、議案第18号はこれを同意することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時15分

**議長（四方田 実議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案については、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（四方田 実議員）** 議員提出議案第1号を議題といたします。

提出者に説明を求めます。

8番、浅海忠議員。

（8番 浅海 忠議員登壇）

**8番（浅海 忠議員）** 8番、秩父市議会の浅海忠であります。議員提出議案第1号 議会改革調査研究特別委員会設置に関する決議につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、特別委員会の設置をお諮りするものでございまして、お手元の議案書のとおり議会改革調査研究特別委員会を設置し、発足後50年となる本組合議会の組織運営等に関し、調査研究を行うことを目的とするもので、委員会の名称、構成、期間はお手元に配付のとおりであります。

賛成者は、黒澤克久議員、林豊議員、新井利朗議員、高橋耕也議員であります。

全議員の皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

**議長（四方田 実議員）** 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（四方田 実議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（四方田 実議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（四方田 実議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（四方田 実議員）** 総員起立であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○日程の追加

議長（四方田 実議員） ただいま議会改革調査研究特別委員会が設置されましたので、議会改革調査研究特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、委員の選任を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議会改革調査研究特別委員会の委員の選任を行うことについては決定されました。

○議会改革調査研究特別委員会委員の選任

議長（四方田 実議員） これより議会改革調査研究特別委員会委員の選任を行います。

議会改革調査研究特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、

2番 山中 進 議員 3番 黒澤 秀之 議員 6番 本橋 貢 議員

8番 浅海 忠 議員 9番 黒澤 克久 議員 11番 林 豊 議員

13番 新井 利朗 議員 15番 高橋 耕也 議員

以上8名を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名の諸君を議会改革調査研究特別委員会の委員に選任することに決しました。

ただいま選任いたしました各委員は、次の休憩中に第1会議室において委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をいただき、議長まで報告を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時29分

議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど黒澤秀之議員のほうからお話がありました資料について、休憩中に皆様にお配りさせていただきましたので、よろしくお願います。

それでは、休憩中に開かれました議会改革調査研究特別委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

議会改革調査研究特別委員会委員長 浅海 忠議員 副委員長 新井 利朗議員

以上のとおりであります。

○閉会の宣告

**議長（四方田 実議員）** 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時30分



会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年7月22日

議 長 四 方 田 実

署名議員 高 橋 耕 也

署名議員 出 浦 正 夫

署名議員 上 林 富 夫